年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百二十九号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、並びに同法附則第九十七条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第五十四条）
第二章　経過措置（第五十五条―第七十六条）
附則

第一章　関係政令の整備

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　削除

第四条の五第一項中「六十を」を「百二十を」に、「、六十」を「、百二十」に改める。

第十二条第一項中「千分の五」を「千分の四」に改める。

第十二条の三第二項中「附則第九条の二の二第一項各号に掲げる」を「附則第九条の二の二第一項の請求を行う」に改める。

第十二条の四中「千分の五」を「千分の四」に改める。

第二条　国民年金法施行令の一部を次のように改正する。

第四条の五第一項中「申出」の下に「（法第二十八条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

（国民年金基金令の一部改正）

第三条　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「六十」を「百二十」に改め、同条第二項中「千分の五」を「千分の四」に改め、同条に次の一項を加える。

３　法附則第九条の二の二の規定による老齢基礎年金の受給権者に係る法第百三十条第二項の政令で定める額は、二百円に国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十二条の三の規定により算定した率を乗じて得た額に減額率（千分の四に法附則第九条の二の二第一項に規定する者が老齢基礎年金の支給の繰上げを請求した日の属する月からその者が六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額を、二百円に同令第十二条の三の規定により算定した率を乗じて得た額から減じた額とする。

第四十五条第二項中「附則第五条第十二項」を「附則第五条第十一項」に改める。

第四条　国民年金基金令の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「申出」の下に「（法第二十八条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「第四十三条第三項、法」を「第四十三条第二項及び第三項並びに」に改める。

第三条の五第一項第一号中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同項第七号中「第四十三条第三項又は法」を「第四十三条第二項若しくは第三項又は」に改める。

第三条の五の二第一項中「六十を」を「百二十を」に、「、六十」を「、百二十」に改め、同条第二項中「五年」を「十年」に改める。

第三条の七ただし書中「ただし、」の下に「障害を支給事由とする給付であつて」を加え、「給付」を「もの」に改める。

第三条の十二の二第二号中「次号」の下に「及び第四号」を加え、同条第十六号中「場合」の下に「（当該資格の取得から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第二項の規定による改定が行われた場合を除く。）」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十五号中「次号」の下に「及び第十九号」を加え、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　六十五歳以上の被保険者である法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第二項の規定による改定が行われた後、離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合（同項の規定による改定から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）直近の同条第二項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

第三条の十二の二中第十四号を第十六号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「場合」の下に「（当該資格の取得から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第二項の規定による改定が行われた場合を除く。）」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「次号」の下に「及び第九号」を加え、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　六十五歳以上の被保険者である法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第二項の規定による改定が行われた後、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項の規定による改定から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）直近の同条第二項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

第三条の十二の二中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「場合」の下に「（当該資格の取得から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第二項の規定による改定が行われた場合を除く。）」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　被保険者である法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第二項の規定による改定が行われた後、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項の規定による改定から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）直近の同条第二項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

第三条の十二の三の表法第四十三条第一項の項中「第三項」を「次項、第五十九条第一項及び第六十二条第一項」に改め、同表法第四十三条第三項の項を次のように改める。

法第四十三条第二項	被保険者であつた期間（離婚時みなし被保険者期間を含む。以下この条並びに附則第七条の三第五項、第十三条の四第五項及び第六項並びに第十七条の四第一項において同じ。）をその

第三条の十二の三の表法第六十二条第一項の項中「附則第九条の三第三項」を「第九条の三第三項」に、「附則第十三条の五第一項」を「第十三条の五第一項」に、「附則第二十九条第三項及び第四項」を「第二十九条第三項」に改め、同表第一条の四第一項の項を次のように改める。

第一条の四第一項	及び第三項
	及び第三項、第七十八条の十

第三条の十二の三の表第三条の五第一項第一号の項中「この項」の下に「及び第十二条の二」を加える。

第三条の十二の九第一項の表法第四十三条第一項の項中「第三項」を「次項、第五十九条第一項及び第六十二条第一項」に改め、同表法第四十三条第三項の項を次のように改める。

法第四十三条第二項	被保険者であつた期間
	被保険者であつた期間（被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。以下この条並びに附則第七条の三第五項並びに第十三条の四第五項及び第六項において同じ。）をその

第三条の十二の九第一項の表法第六十二条第一項の項中「附則第九条の三第三項」を「第九条の三第三項」に、「附則第十三条の五第一項」を「第十三条の五第一項」に、「附則第二十九条第三項及び第四項」を「第二十九条第三項」に改め、同表第一条の四第一項の項を次のように改める。

第一条の四第一項	及び第三項並びに 及び第三項並びに第七十八条の十八第一項、同条第二項において準用する法第七十八条の十第二項並びに法

第三条の十二の九第一項の表第三条の五第一項第一号の項中「この項」の下に「及び第十二条の二」を加える。

第三条の十三第一項中「「により当該」を「「又は第三項の規定」に、「「又は」を「「若しくは第三項の規定又は」に、「ことにより当該」を「こと」に改め、同条第五項の表第一項第一号の項中欄中「により当該」を「又は第三項の規定」に改め、同項下欄中「又は」を「若しくは第三項の規定又は」に改め、「により当該」を削る。

第三条の十三の二第一項の表第一項の項中「四年」を「九年」に改め、同表第二項の項中「五年」を「十年」に改める。

第六条の三中「千分の五」を「千分の四」に改める。

第六条の七を削る。

第八条の二の三第一項及び第二項第二号ロ中「千分の五」を「千分の四」に改める。

第八条の二の六第二号中「次号」の下に「及び第四号」を加え、同条第十六号中「場合」の下に「(当該資格の取得から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同条第二項の規定による改定が行われた場合を除く。)」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十五号中「次号」の下に「及び第十九号」を加え、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　六十五歳以上の被保険者である法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第二項の規定による改定が行われた後、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項の規定による改定から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）直近の同条第二項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

第八条の二の六中第十四号を第十六号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「場合」の下に「(当該資格の取得から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同条第二項の規定による改定が行われた場合を除く。)」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「次号」の下に「及び第九号」を加え、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　六十五歳以上の被保険者である法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第二項の規定による改定が行われた後、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項の規定による改定から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）直近の同条第二項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

第八条の二の六中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「場合」の下に「(当該資格の取得から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同条第二項の規定による改定が行われた場合を除く。)」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　被保険者である法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第二項の規定による改定が行われた後、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項の規定による改定から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）直近の同条第二項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

第八条の三第一項中「又は」を「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項」と、「又は」に、「当時」」を「当時」」に、「「一の期間に基づく附則第七条の三第三項」を「「一の期間に基づく同条第三項」に、「達した」」を「達した」」に改める。

第八条の五第三項の表附則第十一条の二第一項の項中「次項各号」を「次項」に改め、同表附則第十一条の二第二項の項中

当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金

を

当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金 控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額

に改め、同表附則第十一条の二第二項第一号及び第二号の項から附則第十一条の二第二項第四号の項までを削り、同表附則第十一条の三第一項の項中

当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金

を

当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金 控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を乗じて得た額

に改め、同表附則第十一条の三第一項第一号及び第二号の項から附則第十一条の三第一項第四号の項までを削る。

第八条の七第一項の表第一項の項中欄中「により当該」を「又は第三項の規定」に改め、同項下欄中「又は」を「若しくは第三項の規定又は」に改め、「により当該」を削り、同表第二項の項中欄中「により当該」を「又は第三項の規定」に改め、同項下欄中「又は」を「若しくは第三項の規定又は」に改め、「により当該」を削り、「当時当該一の期間に基づく附則第八条」を「当時当該一の期間に基づく同条」に改め、同項中

当該被保険者期間の	当該

を

当該被保険者期間の	当該
同条の	当該一の期間に基づく同条の

に改め、同表第三項の項中欄中「により当該」を「又は第三項の規定」に改め、同項下欄中「又は」を「若しくは第三項の規定又は」に改め、「により当該」を削る。

第六条　厚生年金保険法施行令の一部を次のように改正する。

第一条の四を第一条の五とし、第一条の三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（法第六条第一項第一号レの政令で定める者）

第一条の二　法第六条第一項第一号レの政令で定める者は、次のとおりとする。

一　公証人
二　司法書士
三　土地家屋調査士
四　行政書士
五　海事代理士
六　税理士
七　社会保険労務士
八　沖縄弁護士に関する政令（昭和四十七年政令第百六十九号）第一条に規定する沖縄弁護士
九　外国法事務弁護士
十　弁理士

第三条の五の二第一項中「の申出」の下に「（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

第三条の十二の三の表及び第三条の十二の九第一項の表中「第一条の四第一項」を「第一条の五第一項」に改める。

第三条の十三の二第一項中「第七十八条の二十八」を「第七十八条の二十八第一項」に改め、同項の表に次のように加える。

第五項	により老齢厚生年金	により一の期間に基づく老齢厚生年金
	老齢厚生年金を	一の期間に基づく老齢厚生年金を
第五項ただし書		第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して五年を経過した日後にあるときは、この限りでない。
	その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一　当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるとき。 二　当該請求をした日の五年前の日以前に他の年金たる給付の受給権者であつたとき。	

第三条の十三の二第二項中「第七十八条の二十八」を「第七十八条の二十八第一項」に改める。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百二十三号。次条において「平成二十八年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二号」の下に「及び第十九条」を加える。

本則に次の一条を加える。

（標準報酬平均額の算定方法に関する経過措置）

第十九条　年金機能強化法附則第十七条の二第二項の規定により厚生年金保険法第四十三条の二の規定を読み替えて適用する場合における厚年令第三条の四の規定の適用については、同条第一項第一号中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条の二第二項の規定により読み替えられた法第四十三条の二第一項第二号イに規定する所定労働時間別構成」とする。

第八条　平成二十八年経過措置政令の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二号及び第十九条において」を「以下」に改める。

第十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（標準報酬平均額の算定方法に関する経過措置）」を付する。

本則に次の一条を加える。

第二十条　年金機能強化法附則第十七条の二第三項の規定により厚生年金保険法第四十三条の二の規定を読み替えて適用する場合における厚年令第三条の四の規定の適用については、同条第一項第一号中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条の二第三項の規定により読み替えられた法第四十三条の二第一項第二号イに規定する所定労働時間別構成」とする。

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第九条　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条の二十二」を「第六十五条の二十三」に改める。

第二条第四号中「第八十二条の五第一項又は第九十一条の二十六第二項」を「第八十二条の六第一項又は第九十一条の二十七第二項」に改める。

第五十四条の八中「第八十二条の四第一項」を「第八十二条の五第一項」に改める。

第五十四条の九中「第八十二条の五第一項」を「第八十二条の六第一項」に改める。

第六十五条の五第四項中「及び終了制度加入者等」を「、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であった者（法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。第六十五条の二十において同じ。）」に改める。

第六十五条の十四中「及び第九十一条の二十第三項」を「、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「及び第九十一条の二十二第三項」を「、第九十一条の二十二第三項及び第九十一条の二十三第一項」に改める。

第六十五条の十五第二項の表以外の部分中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改め、同表第三十四条第一項ただし書の項中「及び第九十一条の二十第三項」を「、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「及び第九十一条の二十二第三項」を「、第九十一条の二十二第三項及び第九十一条の二十三第一項」に改め、同表第三十六条第一項の項中「又は第九十一条の二十第一項」を「、第九十一条の二十第一項」に改め、「終了制度加入者等」の下に「又は企業型年金加入者であった者（第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。以下同じ。）」を加え、同表第三十七条第二項の項中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改め、同表第四十七条の項中「及び第九十一条の二十一第三項」を「、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「中途脱退者又は」を「中途脱退者」に改め、「終了制度加入者等」の下に「又は企業型年金加入者であった者」を加え、同表第五十四条の項中「中途脱退者又は」を「中途脱退者」に改め、「終了制度加入者等」の下に「並びに企業型年金加入者であった者」を加え、同表第六十条第二項の項中「受ける」の下に「額及び連合会が確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関（同法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。）から移換を受ける」を加え、同表第六十一条の項及び第七十二条の項中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改める。

第六十五条の十六の表以外の部分中「及び第九十一条の二十一第三項」を「、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「及び第九十一条の二十二第三項」を「、第九十一条の二十二第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同表第二十五条の項から第二十九条の項までの規定中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改め、同表第二十九条第三号の項中「第九十一条の二十三第一項」を「第九十一条の二十四第一項」に改め、同表第三十三条の項から第四十三条及び第四十四条の項まで、第四十五条第六項の項及び第四十七条の項中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改める。

第九章中第六十五条の二十二を第六十五条の二十三とする。

第六十五条の二十一中「第九十一条の二十六第一項」を「第九十一条の二十七第一項」に、「又は法」を「、法」に改め、「の加入者期間」の下に「又は確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となった期間」を加え、同条を第六十五条の二十二とする。

第六十五条の二十第一項中「第九十一条の二十六第一項」を「第九十一条の二十七第一項」に改め、同条第二項中「第九十一条の二十七第一項」を「第九十一条の二十八第一項」に、「第九十一条の二十六第一項」を「第九十一条の二十七第一項」に改め、同条を第六十五条の二十一とし、第六十五条の十九の次に次の一条を加える。

（企業型年金加入者であった者への連合会の説明義務）

第六十五条の二十　連合会は、企業型年金加入者であった者の求めがあったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該企業型年金加入者であった者に係る連合会の給付に関する事項その他個人別管理資産の移換に関して必要な事項について、当該企業型年金加入者であった者に説明しなければならない。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第十条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の二―第二十六条の二」を「第二条―第二十六条の三」に改める。

第一条の二を削る。

第二条第二号中「第三号」の下に「、第四号（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十四条第五号に該当することにより第一号等厚生年金被保険者でなくなった場合に限る。）」を、「場合」の下に「その他厚生労働省令で定める場合」を加える。

第三条第八号中「第五十四条の四第二項」の下に「若しくは第五十四条の五第二項」を、「中小企業退職金共済法」の下に「（昭和三十四年法律第百六十号）」を加える。

第六条第一号中「法第二条第六項に規定する第一号等厚生年金被保険者をいい、」を削り、同条第八号ロ中「使用される第一号等厚生年金被保険者」の下に「（法第九条第二項第二号に該当する者を除く。）」を加える。

第九条の二を削る。

第十一条第一号ハ中「の加入者」を「（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の加入者」に改める。

第十八条第二項中「第五十四条の四第二項」の下に「若しくは第五十四条の五第二項」を加える。

第二十条の二第一項中「次項及び第二十六条において」を「以下」に改める。

第二十二条第一項第三号中「及び第二十六条の二第二項」を削る。

第二十五条第二項中「第五十四条の四第二項」の下に「若しくは第五十四条の五第二項」を加える。

第二十六条の二中「第五十四条の五」を「第五十四条の六」に改め、第二章中同条を第二十六条の三とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（移換の申出があった旨の通知）

第二十六条の二　法第五十四条の五第一項の規定により個人別管理資産の移換の申出を受けた企業型年金の資産管理機関は、当該個人別管理資産の企業年金連合会への移換の申出があった旨を、企業年金連合会へ通知しなければならない。

第二十七条第七号中「の移換を」を「又は残余財産（同項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）の移換を」に、「の移換に」を「又は残余財産の移換に」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（政令で定める年金である給付）

第三十四条の二　法第六十二条第二項第二号の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金

二　厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金

第三十五条の二第二項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「規定する第一号厚生年金被保険者」の下に「（法第六十二条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）」を加える。

第三十六条第一号中「第一号加入者」の下に「及び第四号加入者」を加える。

第三十七条の表第三十三条第一項の項を次のように改める。

第三十三条第一項	、企業型記録関連運営管理機関等（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者又は他の企業型年金の企業型年金加入者を除く）、個人型記録関連運営管理機関又は個人型年金加入者であった者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る）

第三十七条の表第三十三条第一項の項の次に次のように加える。

第三十三条第一項ただし書	企業型記録関連運営管理機関等あった者	個人型記録関連運営管理機関あった者又は個人型年金加入者であった者

第三十七条の表第三十四条の項を次のように改める。

第三十四条	当該企業型年金企業型記録関連運営管理機関等又は企業型年金加入者	個人型年金個人型記録関連運営管理機関であった者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者

第三十八条第一項の表第十八条第二項の項中「若しくは」の下に「第五十四条の五第二項又は」を加え、同条第二項中「、第二十五条第一項及び第二十六条の規定は、」を「及び第二十六条の規定は」に改め、「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を、「ついて」の下に「、第二十五条第一項の規定は法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について、それぞれ」を加え、同項の表第二十六条各号列記以外の部分の項中「第二十六条各号列記以外の部分」を「第二十六条」に、

資産管理機関	連合会

を

脱退一時金相当額等	脱退一時金相当額等又は残余財産（同項に規定する残余財産をいう。）

に改める。

第三十八条の二中「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を加える。

第四十六条の二第二項中「第五十四条の四」の下に「、第五十四条の五」を加える。

第五十九条第一項第五号中「第五十四条の四第二項」の下に「若しくは第五十四条の五第二項」を加える。

第六十条第一項及び第二項中「附則第三条第一項第三号」を「附則第三条第一項第六号」に改め、同項第五号中「第五十四条の四第二項」の下に「、第五十四条の五第二項」を加え、同条第三項及び第五項中「附則第三条第一項第三号」を「附則第三条第一項第六号」に改める。

第十一条　確定拠出年金法施行令の一部を次のように改正する。

第十条の二中「この条及び第十条の四において」を削る。

第十一条中「次条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第一号中「企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者（次号において「個人型年金同時加入制限者」という。）」を「企業型年金加入者」に、「以下この条及び第三十六条第四号」を「次号並びに第三十六条第四号及び第五号」に改め、同号イ中「（事業主が同法第十四条第一項に規定する学校法人等である場合に限る。）」を削り、同号ロ中「事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る」を削り、同号ハ中「事業主が実施している」を削り、同条第二号中「個人型年金同時加入制限者」を「企業型年金加入者」に改め、同条第三号及び第四号を削る。

第十一条の二第一項中「含む」を「含み、企業型年金規約において次のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者に該当しない者（以下この条において「個人型年金同時加入可能者」という。）に該当しない場合に限る」に改め、「定める額」の下に「（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に個人型年金同時加入可能者に該当する期間がある場合にあっては、当該期間に係る当該各号に定める額を除く。）」を加え、「の総額」を「（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に個人型年金同時加入可能者に該当する期間がある場合にあっては、当該期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額を除く。）の総額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　事業主掛金を、企業型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法以外の方法により拠出すること。

二　各企業型年金加入者に係る事業主掛金を、この項の規定により、事業主掛金を拠出する日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えて拠出すること。

第十一条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　第十条の二ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合（個人型年金同時加入可能者に該当する場合に限る。）におけるその拠出することとなった日に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えてはならない。

第二十九条第三号及び第四号ハ中「第三十五条」を「第三十五条第一号イ」に改める。

第三十四条の二を第三十四条の三とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（法第六十二条第一項第二号の政令で定める者）

第三十四条の二　法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者以外の企業型年金加入者であって、企業型年金規約において第十一条の二第一項各号のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者とする。

第三十五条を次のように改める。

（個人型年金加入者掛金の拠出の方法）

第三十五条　個人型年金加入者掛金の拠出の方法は、次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。

一　第三十六条第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる者　次に掲げるいずれかの方法

イ　個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間（国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第八十八条の二、第八十九条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第三十六条第一号において「国民年金保険料納付月」という。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）につき、十二月から翌年十一月までの十二月間（個人型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条及び次条第一項において「個人型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出する方法

ロ　個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型年金規約で定めるところにより、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出する方法

二　第三十六条第三号又は第四号に掲げる者　個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法

第三十五条の二第一項ただし書中「前条ただし書の規定」を「前条第一号ロに掲げる方法」に、「同条ただし書の規定により」を「同号ロの」に改める。

第三十六条第二号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同条第三号中「個人型年金同時加入可能者」を「企業型年金加入者」に改め、「二万円」の下に「（事業主掛金の拠出に係る月であって、当該事業主掛金の額が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該事業主掛金の額から三万五千円を控除した額を控除した額）」を加え、同条中第五号を第六号とし、同条第四号中「他制度加入者であるもの」を「企業型年金加入者でないもの（他制度加入者である者に限る。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第二号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（他制度加入者である者に限る。）　一万二千円（事業主掛金の拠出に係る月であって、当該事業主掛金の額が一万五千五百円を上回るときは、一万二千円から、当該事業主掛金の額から一万五千五百円を控除した額）

第三十六条の二第一項中「第三十五条ただし書の規定」を「第三十五条第一号ロに掲げる方法」に改め、「定める額」の下に「（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあっては、当該拠出区分期間に係る同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号又は第四号に定める額を除く。）」を加え、「の総額」を「（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあっては、当該拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額を除く。）の総額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第三十五条ただし書の規定により」を「第三十五条第一号ロ又は第二号の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　第三十五条第二号に定める方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合におけるその拠出することとなった日に係る個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号又は第四号に定める額を超えてはならない。

第四十五条の三（見出しを含む。）中「個人型年金同時加入可能者」を「企業型年金加入者」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正）

第十二条　独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条第三項」を「第二十二条第二項」に改める。

第三条を削る。

第二条第一項中「第三十一条第一項第一号」を「第三十一条第一項第二号」に改め、同項第一号中「及び次条第一項第一号」を削り、同条第三項から第五項までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同条を第三条とし、第一条の二を第二条とする。

第四条第二号中「第一条の二第一項第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

第五条第二号中「第二条第一項第一号イ又は」を削り、「第二条第一項第一号イ(2)」を「同号イ(2)」に改め、同号イ中「第二条第一項第一号イ(1)」を「第三条第一項第一号イ(1)」に改め、同号ハ中「第二条第二項各号」を「第三条第二項各号」に改める。

第七条第二項中「第一条の二第一項第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

附則第二条中「第二条」を「第三条」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第十三条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第十七条第一項」の下に「（法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第十八条第二項中「含み、法第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係るものに限る」を「含む」に改める。

附則第五条の二第一項を削り、同条第二項中「附則第五条の二第六項」を「附則第五条の二第八項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第五条の二第七項」を「附則第五条の二第九項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「附則第五条の二第八項又は第九項」を「附則第五条の二第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、「又は承継教育資金貸付けあっせん勘定」を削り、「それぞれ同条第五項」を「同条第五項」に改め、「この項」の下に「及び次項ただし書」を加え、「それぞれの」を「その」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　機構は、法附則第五条の二第十四項の規定により年金担保債権管理回収勘定（同条第五項に規定する年金担保債権管理回収勘定をいう。以下この項において同じ。）を廃止したときは、その廃止の際年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより年金特別会計に帰属させるものとする。ただし、同条第十四項ただし書に規定する資産及び負債は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより承継債権管理回収勘定に帰属させるものとする。

附則第五条の二第十一項中「附則第五条の二第三項の規定により機構が同項に規定する」を「附則第五条の二第二項及び第三項の規定により機構が同条第二項各号に定める業務及びこれに附帯する」に、「第十二条第一項第十二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）」とあるのは、「第十二条第一項第十二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）又は同法附則第五条の二第三項に規定する業務」を「第十六条第一項」とあるのは「第十六条第一項（同法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第二項」とあるのは「同法第十六条第二項（同法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「一般会計」とあるのは「一般会計（同法附則第五条の二第二項第一号に定める業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定における国庫納付金にあっては年金特別会計の業務勘定、同項第二号に定める業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定における国庫納付金にあっては労働保険特別会計の労災勘定）」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第十七項」に改め、「第十四条第一項」の下に「から第三項まで、第二十一条第二項及び第二十五条第一項」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10　機構は、法附則第五条の二第十五項の規定により労災年金担保債権管理回収勘定（同条第五項に規定する労災年金担保債権管理回収勘定をいう。以下この項において同じ。）を廃止したときは、その廃止の際労災年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより労働保険特別会計に帰属させるものとする。

（健康保険法施行令の一部改正）

第十四条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　全国健康保険協会の資金の運用（第一条）」を「第一章　適用事業所の事業の範囲（第一条）　第二章　全国健康保険協会の資金の運用（第一条の二）」に、「第二章」を「第三章」に、「第一条の二」を「第一条の三」に、「第三章」を「第四章」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第八章を第九章とし、第三章から第七章までを一章ずつ繰り下げる。

第一条の二第一項中「健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の三とする。

第二章を第三章とする。

第一章中第一条を第一条の二とし、同章を第二章とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章　適用事業所の事業の範囲

第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第三条第三項第一号レの政令で定める者は、次のとおりとする。

一　公証人
二　司法書士
三　土地家屋調査士
四　行政書士
五　海事代理士
六　税理士
七　社会保険労務士
八　沖縄弁護士に関する政令（昭和四十七年政令第百六十九号）第一条に規定する沖縄弁護士
九　外国法事務弁護士
十　弁理士

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十五条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項の表旧厚生年金保険法の項中

第四十三条第四項	、資格を喪失した日	、資格号からにあつ

「

第四十三条第三項	第一項	受給権者がその権利を取得した月以後における
		受給権者一日（以おいて被格を取得
		基準日の

「を喪失した日（厚生年金保険法第十四条第二
第四号までのいずれかに該当するに至つた日
ては、その日）」

を

	は、その	をその
	しない	するもの の額を改 を喪失し までの間 失した日 の期間が 前の被保 礎とする 年金の額
第四十三条第四項	ときは、前項の規定にかかわらず	ときは
	、資格を喪失した日	、資格を 号から第 にあつて
第四十三条第五項及び第六項	ときは、第三項の規定にかかわらず	ときは

（六十五歳以上の者に限る。）が毎年九月 下この項において「基準日」という。）に 保険者である場合（基準日に被保険者の資 した場合を除く。）	属する月前の		とし、基準日の属する月の翌月から、年金 定する。ただし、基準日が被保険者の資格 た日から再び被保険者の資格を取得した日 に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪 から再び被保険者の資格を取得した日まで 一月以内である場合は、基準日の属する月 険者であつた期間を基本年金額の計算の基 ものとし、基準日の属する月の翌月から、基 を改定する		喪失した日（厚生年金保険法第十四条第二 四号までのいずれかに該当するに至つた日 は、その日）	

」

に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「老齢年

金若しくは改正後の法による老齢厚生年金又は障害年金若しくは」を「障害年金又は」に、「

第四十 第二項	

六条の七	第一級から第十四級まで	第十五級以下

」を「

第四十六 項	第四十六 第二項

条第五	その全額	障害を支給事由とする給付であつてその全額
	給付を	ものを
条の七	第一級から第十四級まで	第十五級以下

」

に改め、同条第二

項の表旧厚生年金保険法の項中「第四十三条第四項」を「第四十三条第三項」に、「第五項及び第六項」を「以下この条」に改める。

第九十八条の二の表第七十八条の十第一項の項中「第四十三条第一項及び第二項」を「第四十三

「改定する。

改定する。

一　旧厚生年金
（被保険者で
十八条の六第
の改定又は決
準報酬の改定
酬改定請求が
者期間

二　六十五歳未
による老齢年
準報酬の改定
を除く）　当
における被保
後における離

三　六十五歳未
による老齢年
保険法第四十
た後、更に被
の標準報酬の
よる改定に係
前における被
最後に喪失し
者期間

四　六十五歳以
による老齢年
準報酬の改定
を除く）　六
る被保険者期
以後における

五　六十五歳以
による老齢年
保険法第四十
た後、更に被
の標準報酬の
よる改定に係
前における被
最後に喪失し
者期間

条第一項」に改め、「及び第四十三条第三項」を削り、

保険法による老齢年金等の受給権者（第七条第一項及び第二項の規定により老齢年金等の受給権者であつたと認められる者を除く。）に対する月額標準報酬

を

改定する。

一　旧厚生年金保険法第六十条第一項（被保険者期間の計算の特例）の改定請求（以下「改定請求」という。）の日の属する月の前月までの被保険者期間（以下「被保険者期間」という。）に係る保険料納付済期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。）を有する者（第二項に規定する者を除く。）

二　六十五歳以上七十五歳未満の老齢厚生年金の受給権者（改定請求を行つた者（以下「改定請求者」という。）が当該老齢厚生年金の受給権を有する場合に限る。）

三　六十五歳以上七十五歳未満の被保険者（第四号に掲げる者を除く。）

四　六十五歳以上七十五歳未満の老齢厚生年金の受給権者（改定請求者が当該老齢厚生年金の受給権を有する場合に限る。）

五　六十五歳以上七十五歳未満の被保険者（第四号に掲げる者を除く。）

六　旧厚生年金保険法第六十条第一項（被保険者期間の計算の特例）の改定請求（以下「改定請求」という。）の日の属する月の前月までの被保険者期間（以下「被保険者期間」という。）に係る保険料納付済期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。）を有する者（第二項に規定する者を除く。）

第二項及び附則第十三条第三項の項中「第百五条第一項」を「第百五条第二項」に改める。

第百三条の三第一項の表附則第十三条第二項の項及び附則第十三条第三項の項中「第百五条第二項」を「第百五条第三項」に、「第百五条第一項」を「第百五条第二項」に改める。

第百五条中第二項を第三項とし、同条第一項中「第四十三条第四項」を「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第九十三条第一項の規定により読み替えられた第四十三条第三項又は第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

　第九十三条第一項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第四十三条第三項又は第四項の規定による年金の額の改定が行われた場合における昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定の適用については、同項中「第四十三条第四項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第九十三条第一項の規定により読み替えられた第四十三条第三項又は第四項」とする。

第百六条第二項及び第百七条第二項中「第百五条第一項」を「第百五条第二項」に改める。

第百十六条第一項の表旧船員保険法の項中

「

第三十九条ノ五第二項	第一級乃至第十四級	第十五級以下

」を

「

第三十八条第四項	老齢年金又ハ障害年金ヲ	障害年金ヲ
第三十八条第五項	（其ノ	（障害ヲ支給事由トスル給付デ其ノ
	給付ヲ	モノヲ
第三十八条ノ二第一項	其ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者ト為ルコトナクシテ一月ヲ経過シタルトキハ其ノ経過シタル日	次ノ各号ニ掲グルトキハ当該各号ニ定ムル日
	改定ス	改定ス 一　毎年九月一日（以下本号ニ於テ基準日ト称ス）ニ於テ被保険者（六十五歳以上ナル者ニ限ル以下本号ニ於テ之ニ同ジ）タルトキ（基準日ニ於テ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタルトキヲ除ク）又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日後再ビ被保険者ト為リタル日迄ニ基準日ガ到来シ且其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ一月以内ニ再ビ被保険者ト為リタルトキ　基準日ヨリ起算シテ一月ヲ経過シタル日 二　被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者ト為ルコトナクシテ一月ヲ経過シタルトキ　其ノ経過シタル日
第三十九条ノ五第二項	第一級乃至第十四級	第十五級以下

」に改める。

第百二十一条の二の表第七十八条の十第一項の項中「第四十三条第一項及び第二項」を「第四十三条第一項」に、

「改定する。」を

「改定する。

一　旧船員保険法による老齢年金等の受給権
険者である受給権者を除く）について、第
の六第一項及び第二項の規定により標準報
又は決定（以下この項において「離婚時の
の改定等」という）が行われた場合　標準
請求があつた日の属する月前における被保

二　六十五歳未満の被保険者である旧船員保
る老齢年金等の受給権者について、離婚時
酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる
く）　当該受給権者がその権利を取得した
ける被保険者期間及び当該権利を取得した
おける離婚時みなし被保険者期間

三　六十五歳未満の被保険者である旧船員保
る老齢年金等の受給権者について、旧船員
三十八条ノ二第二項の規定による改定が
後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、
標準報酬の改定等が行われた場合　同項の
る改定に係る被保険者の資格を最後に喪失
における被保険者期間及び当該被保険者の
後に喪失した月以後における離婚時みなし
期間

四　六十五歳以上の被保険者である旧船員保
る老齢年金等の受給権者について、離婚時
酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる
く）　六十五歳に達した日の属する月前に
保険者期間及び六十五歳に達した日の属す
における離婚時みなし被保険者期間

五　六十五歳以上の被保険者である旧船員保
る老齢年金等の受給権者について、旧船員
三十八条ノ二第二項の規定による改定が
後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、
標準報酬の改定等が行われた場合　同項の
る改定に係る被保険者の資格を最後に喪失
における被保険者期間及び当該被保険者の
後に喪失した月以後における離婚時みなし
期間

被保険者期間	資格を喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間
被保険者期間	資格を喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間
被保険者期間	資格を喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間
被保険者期間	資格を喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間
被保険者期間	資格を喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間
被保険者期間	資格を喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間

を

改定する。

被保険者期間	資格を喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間
被保険者期間	資格を喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間
被保険者期間	資格を喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間
被保険者期間	資格を喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間
被保険者期間	資格を喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間
被保険者期間	資格を喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間

に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二中「については」を「については」に、「とする」を「とし、同法附則第九条の二の二の規定による老齢基礎年金の受給権者に同号の基金が支給する年金については同令第二十四条第三項に定める額とする」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十七条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四の表国民年金法第百三十条第二項（同法第百三十七条の十七第五項において準用する場合を含む。）の項及び昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号の項中「附則第九条の二」の下に「若しくは第九条の二の二」を加え、同表国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第十一条の二の項を次のように改める。

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第十一条の二	附則第九条の二の規定
	同令第二十四条第二項
	同法附則第九条の二の二

附則第九条の二又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条の規定	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）第十六条の四の規定により読み替えられた国民年金基金令第二十四条第二項
	国民年金法附則第九条の二の二

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号。以下「中国残留邦人等支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第九項」に、「附則第二十三条第十項」を「附則第二十三条第九項」に改め、同条第六項中「七十歳」を「七十五歳」に、「五年」を「十年」に改める。

第十九条　中国残留邦人等支援法施行令の一部を次のように改正する。

第十条第六項中「とする」を「と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、同項第一号中「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」とする」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項の表第七十八条第一項の項の次に次のように加える。

第七十八条の二第二項各号	五年	十年

第二十三条第五項の表第十一条の七の三第一項の項の次に次のように加える。

第十一条の七の三の二第一項	六十月	百二十月
第十一条の七の三の二第二項及び第三項	五年	十年

第二十三条第五項の表第十一条の八の十五の項を次のように改める。

第十一条の八の十五	第四十三条第三項	第四十三条第二項及び第三項
地方公務員等共済組合法第七十九条第三項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第三項	第四十三条第二項及び第三項
第二十五条において準用する法第七十七条第四項	第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び公務員の退職手当等の給付の水準の見直しのための国家公務員の退職給付の一部を改正する法律の一部の施行に伴う長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項及び第三項	廃止前農林共済法第三十七条第三項

第二十六条第一項の表改定率改定政令第五条第一項の項中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同表改定率改定政令第五条第二項の項を削る。

第二十六条の二の表第七十八条の十第一項の項中「第四十三条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

第二十六条の三中「第四号から第十六号まで」を「第三号及び第五号から第十九号まで」に改める。

第二十一条　平成九年経過措置政令の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項の表第七十八条の二第二項各号の項を次のように改める。

第七十八条の二第二項	申出を	申出（厚生年金保険法等の一部を改正する法律に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。次項及び附則第十三条の九において「平成九年経過措置政令」という。）第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十条の三第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）を
	同項	前項
	五年	十年

第二十三条第一項の表第七十八条の二第四項の項の前に次のように加える。

第七十八条の二第三項	申出を	申出（平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十条の三第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）を

第二十三条第一項の表附則第十三条の九第一項の項中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条において「平成九年経過措置政令」という。）」を「平成九年経過措置政令」に改め、同条第五項の表第十一条の七の三の二第一項の項を次のように改める。

第十一条の七の三の二第一項	の申出	に規定する支給繰下げの申出（平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十条の三第五項の規定により法第七十八条の二第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第四項において同じ。）
	六十月	百二十月

第二十三条第五項の表附則第六条の四第六項の項の次に次のように加える。

附則第六条の四第七項	申出	申出（平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十条の三第五項の規定により法第七十八条の二第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）

第二十三条第五項の表附則第六条の四第七項の項中「附則第六条の四第八項」に改める。

第二十六条第一項の表厚生年金保険法第四十三条の四第三項及び第四十三条の五第三項の項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第四十四条の三第五項	第一項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項
	により老齢厚生年金	により平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金
	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
	同項の申出を	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項の申出を
	他の年金たる給付	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項に規定する他の年金である給付

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二十二条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表第三十三条第二項の項を削り、同表第三十七条第一項第一号及び第二項の項中「及び第二項」を削り、同項の次に次のように加える。

第三十七条第二項	前項の	受給権者が毎年九月一日（以下この項において「基準日」という。）において厚生年金保険の被保険者（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該被保険者の資格を有するものに限る。次項において同じ。）である場合における
	受給権者がその権利を取得した日の翌日	基準日
	以後における組合員期間は、	前における旧農林共済組合員期間（継続厚生年金期間を含む。）を
	しない	するものとし、基準日の属する月の翌月から、退職共済年金の額を改定する

第十四条第一項の表第三十七条第三項の項中「除く。」の下に「は、前項の規定にかかわらず」を加え、「（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該被保険者資格を有するものに限る。）」を削り、「喪失したとき」を「喪失したときは」に改め、同表第三十八条の二第二項の項中

組合員期間	旧農林共済組合員期間

を

組合員期間（継続厚生年金期間を含む。）	旧農林共済組合員期間（継続厚生年金期間を含む。）限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く

に改め、同表附則第十二条の五第六項及び第十二条の六の項中「及び第十二条の六」を削り、同項の次に次のように加える。

附則第十二条の六第一項	組合員期間	旧農林共済組合員期間（継続厚生年金期間を含む。）
	第三十八条第一項	平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第一項
	「その者によつて	「前条第三項」とあるのは「平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた前条第二項又は第三項」と、「その者によつて
附則第十二条の六第二項	組合員期間	旧農林共済組合員期間（継続厚生年金期間を含む。）

第十四条第六項の表第五条の項を次のように改める。

第五条	法第四十五条の三第二項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第九項
	その全額	障害を支給事由とする給付であつてその全額

第十四条の四第二項中「六十を」を「百二十を」に、「六十」を「百二十」に改め、同条第三項中「五年」を「十年」に改め、同条第四項を次のように改める。

４　厚生年金保険の被保険者（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であって、当該被保険者資格を有するものに限る。以下この項において「被保険者」という。）である第一項に規定する受給権者が次の各号に掲げる場合における廃止前農林共済法第三十七条第一項の規定によって計算した額は、前二項の規定により計算する場合を除き、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める月（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める月のうち直近のものとする。）前における旧農林共済組合員期間を基礎として計算した額とする。

一　九月一日（以下この号において「基準日」という。）において被保険者であり、かつ、基準日の属する月の翌月が申出日の属する月以前である場合　基準日の属する月

二　その被保険者の資格を喪失した日の属する月が申出日の属する月以前である場合　その被保険者の資格を喪失した日の属する月

第十四条の五中「読み替える」を「、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十の十第四号中「廃止前農林共済法第三十七条第三項」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項又は第三項」と読み替える」に改める。

第十四条の六の表第七十八条の十第一項の項中「第四十三条第一項」を「第四十三条第一項」に、「廃止前農林共済法（」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた」に、「をいう。）第三十七条第一項及び第二項」を「（以下この項において「読替え後の廃止前農林共済法」という。）第三十七条第一項」に、

「改定する。

改定する。

一　退職共済年金等の権者を除く。）に月額の標準報酬により報酬月額の改定請求のあつたと同じ。）に規定する平成十四年政令第四十四号）第十四条第九項（以下この項において「読替え後の廃止前農林共済法」という。）第三十七条第一項及び第二項」を「（以下この項において「読替え後の廃止前農林共済法」という。）第三十七条第一項」に、

受給権者（被保険者である受給
て、第七十八条の六第一項の規
額の改定（以下「離婚時の標準
いう。）が行われた場合　標準報
日の属する月前における旧農林
成十三年統合法附則第二条第一
旧農林共済組合員期間をいう。
三年統合法附則第四条の規定に
被保険者の資格を取得した者の
員期間に引き続く厚生年金保険
婚時みなし被保険者期間を除
者が当該被保険者の資格を喪失
を含む。以下この条において同
職共済年金等の受給権者につい
酬月額の改定が行われた場合
を除く。）当該受給権者がその
における旧農林共済組合員期間
職共済年金等の受給権者につい
法第三十七条第三項の規定によ
後、更に被保険者の資格を取得
準報酬月額の改定が行われた場
る改定に係る被保険者の資格を
における旧農林共済組合員期間

を

（被保険者である受給
十八条の六第一項の規
（以下「離婚時の標準
行われた場合　標準報
る月前における旧農林
統合法附則第二条第一

二　被保険者である退
て、離婚時の標準報
（次号に掲げる場合
権利を取得した月前

三　被保険者である退
て、廃止前農林共済
る改定が行われた
し、かつ、離婚時の標
合　同項の規定によ
最後に喪失した月前

改定する。

改定する。

一　退職共済年金等の受給権者
権者を除く。）について、第七
定により標準報酬月額の改定
報酬月額の改定」という。）が
酬改定請求のあつた日の属す
共済組合員期間（平成十三年
項第七号に規定する旧農林共
以下同じ。）（平成十三年統合
よる厚生年金保険の被保険者
当該旧農林共済組合員期間に
の被保険者期間（離婚時みな
く。）であつて、その者が当該
するまでの間のものを含む。
じ。）

二　被保険者である退職共済年
て、離婚時の標準報酬月額
（次号及び第四号に掲げる場
権者がその権利を取得した月
組合員期間

三　被保険者である退職共済年
て、読替え後の廃止前農林共
の規定による改定が行われた
月額の改定が行われた場合
定から離婚時の標準報酬月額
第三項の規定による改定が行
直近の同条第二項の規定によ
定する基準日の属する月前に
員期間

四　被保険者である退職共済年
て、読替え後の廃止前農林共
の規定による改定が行われた
格を取得し、かつ、離婚時の
行われた場合（当該資格の取
酬月額の改定までの間に同条
定が行われた場合を除く。）
る改定に係る被保険者の資格
における旧農林共済組合員期

済組合員期間をいう。
法附則第四条の規定に
の資格を取得した者の
引き続く厚生年金保険
し被保険者期間を除
被保険者の資格を喪失
以下この条において同

金等の受給権者につい
の改定が行われた場合
合を除く。）当該受給
前における旧農林共済

金等の受給権者につい
済法第三十七条第二項
後、離婚時の標準報酬
（同項の規定による改
の改定までの間に同条
われた場合を除く。）
る改定に係る同項に規
おける旧農林共済組合

金等の受給権者につい
済法第三十七条第三項
後、更に被保険者の資
標準報酬月額の改定が
得から離婚時の標準報
第二項の規定による改
同条第三項の規定によ
を最後に喪失した月前
間

に改める。

第十四条の七中「（昭和二十九年政令第百十号）」を削り、「第四号から第十六号まで」を「第五号から第十九号まで」に改める。

第二十一条第二項中「廃止前農林共済法第三十七条第三項」を「第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては当該改定に係る同項に規定する基準日の属する月以後、同条第三項」に、「、当該」を「当該」に改める。

第二十二条第二項の表第五条の表二の項の項下欄中「廃止前農林共済法第三十七条第三項」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法（次条において「読替え後の廃止前農林共済法」という。）第三十七条第二項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては当該改定に係る同項に規定する基準日の属する月、同条第三項」に、「、当該」を「当該」に改め、同表第六条の項中「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法」を「読替え後の廃止前農林共済法」に改める。

第二十三条　平成十四年経過措置政令の一部を次のように改正する。

第十四条の四第二項中「の申出」の下に「（同条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。以下「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第三号中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第九項」に、「附則第二十三条第十項」を「附則第二十三条第九項」に改め、同条第六項中「七十歳」を「七十五歳」に、「五年」を「十年」に改める。

第二十五条　北朝鮮拉致被害者支援法施行令の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「とする」を「と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、同項第一号中「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」とする」に改める。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十八年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二十六条　平成十六年度、平成十七年度、平成十八年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。次条において「平成十六年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第三十条の表第三十四条第二項の項中「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

２　厚生年金保険の被保険者（以下この項において「被保険者」という。）である老齢厚生年金の受給権者が次の各号に掲げる場合における厚生年金保険法第四十三条第一項の規定によって計算した額は、当分の間、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める月（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める月のうち直近のものとする。）前における被保険者であった期間を基礎として計算した額とする。

一　九月一日（以下この号において「基準日」という。）において被保険者である場合又は基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合における基準日の属する月の翌月が、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をした日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

二　被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月が申出月以前である場合　被保険者である老齢厚生年金の受給権者がその被保険者の資格を喪失した月

第三十五条の表旧厚生年金保険法の項中「第四十三条第四項」を「第四十三条第三項」に、「第五項及び第六項」を「以下この条」に改める。

第三十九条第一項の表第三十四条第二項の項中「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

第四十条第二項の表旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給権者の項中「及び第四十三条第三項」を削り、

改定する。

改定する。

一　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月以内である場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をした日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

二　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

三　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

四　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

五　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

六　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

改定する。

改定する。

一　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月以内である場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をした日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

二　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

三　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

四　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

五　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

六　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

改定する。

改定する。

一　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月以内である場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をした日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

二　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

三　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

四　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

五　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

六　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者であった期間が一月を超える場合に限る。）の受給権者が、厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定により基準日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

を

定が行われた後、更に被保険者の資
つ、三号分割時の標準報酬の改定等
（当該資格の取得から三号分割時の
等までの間に同条第三項の規定によ
た場合を除く。）同条第四項の規定
る被保険者の資格を最後に喪失した
保険者期間

等の受給権者
について、第七
定により標準報
いて「三号分割
行われた場合
日の属する月前

厚生年金保険法
て、三号分割時
（次号に掲げる
権利を取得した
権利を取得した
被保険者期間

厚生年金保険法
て、国民年金法
う経過措置に関
四号）第九十三
た旧厚生年金保
後の旧厚生年金
の規定による改
格を取得し、か
が行われた場合
険者の資格を最
期間及び当該被
後における被扶

厚生年金保険法
て、三号分割時
（次号及び第六
に達した日の属

厚生年金保険法
て、読替え後の
の規定による改
報酬の改定等が
定から三号分割
条第四項の規定
直近の同条第
規定する基準日

厚生年金保険法
て、読替え後の
の規定による改
格を取得し、か
が行われた場合
標準報酬の改定

に改め、同表旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給権者の項中

る改定が行われ
による改定に係
月前における被

（被保
十八条
酬の改

改定する。

改定する。

一　旧船員保険法による老齢年金等の受給権者
険者である受給権者を除く。）について、第七
の十四第二項及び第三項の規定により標準報
定又は決定（以下この項において「三号分割
準報酬の改定等」という。）が行われた場合
割標準報酬改定請求があつた日の属する月前
る被保険者期間

二　六十五歳未満の被保険者である旧船員保険
る老齢年金等の受給権者について、三号分割
準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げ
を除く。）当該受給権者がその権利を取得し
における被保険者期間及び当該権利を取得し
後における被扶養配偶者みなし被保険者期間

三　六十五歳未満の被保険者である旧船員保険
る老齢年金等の受給権者について、旧船員保
三十八条ノ二第二項の規定による改定が行
後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、三
時の標準報酬の改定等が行われた場合同項
による改定に係る被保険者の資格を最後に喪
月前における被保険者期間及び当該被保険者
を最後に喪失した月以後における被扶養配偶
し被保険者期間

四　六十五歳以上の被保険者である旧船員保険
る老齢年金等の受給権者について、三号分割
準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げ
を除く。）六十五歳に達した日の属する月前
る被保険者期間

五　六十五歳以上の被保険者である旧船員保険
る老齢年金等の受給権者について、旧船員保
三十八条ノ二第二項の規定による改定が行
後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、三
時の標準報酬の改定等が行われた場合同項
による改定に係る被保険者の資格を最後に喪
月前における被保険者期間

改定する。

改定する。

一　旧船員保険法による老齢年金等の受給権者（被保
険者である受給権者を除く。）について、第七十八条
の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改
定又は決定（以下この項において「三号分割時の標
準報酬の改定等」という。）が行われた場合三号分
割標準報酬改定請求があつた日の属する月前におけ
る被保険者期間

二　六十五歳未満の被保険者である旧船員保険法によ
る老齢年金等の受給権者について、三号分割時の標
準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合
を除く。）当該受給権者がその権利を取得した月前
における被保険者期間及び当該権利を取得した月以
後における被扶養配偶者みなし被保険者期間

時の標三号分におけ
法によ時の標る場合た月前た月以
法によ険法第われた号分割の規定失したの資格者みな
法によ時の標る場合におけ
法によ険法第われた号分割の規定失した」

を

三	六十五歳未満の被保険者である旧船員保険法による老齢年金等の受給権者について、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第百十六条第一項の規定により読み替えられた旧船員保険法（以下この項において「読替え後の旧船員保険法」という。）第三十八条ノ二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による改定が行われた後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項（同号に係る部分に限る。）の規定による改定に係る被保険者の資格を最後に喪失した月前における被保険者期間及び当該被保険者の資格を最後に喪失した月以後における被扶養配偶者みなし被保険者期間
四	六十五歳以上の被保険者である旧船員保険法による老齢年金等の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号及び第六号に掲げる場合を除く。）六十五歳に達した日の属する月前における被保険者期間
五	六十五歳以上の被保険者である旧船員保険法による老齢年金等の受給権者について、読替え後の旧船員保険法第三十八条ノ二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による改定が行われた後、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項（同号に係る部分に限る。）の規定による改定から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同項（第二号に係る部分に限る。）の規定による改定が行われた場合を除く。）直近の同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による改定に係る同号に規定する基準日の属する月前における被保険者期間
六	六十五歳以上の被保険者である旧船員保険法による老齢年金等の受給権者について、読替え後の旧船員保険法第三十八条ノ二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による改定が行われた後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（当該資格の取得から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による改定が行われた場合を除く。）同項（第二号に係る部分に限る。）の規定による改定に係る被保険者の資格を最後に喪失した月前における被保険者期間」

に改める。

第二十七条　平成十六年経過措置政令の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第一号中「の申出」の下に「（同条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第二十八条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「及び同法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額」を削り、同条第二項を削る。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第二十九条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「厚生年金保険法第四十三条第三項」を「厚生年金保険法第四十三条第二項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては当該改定に係る同項に規定する基準日の属する月以後、同条第三項」に改める。

第三十六条第一項第一号ニ中「廃止前農林共済法第三十七条第三項」を「平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては当該改定に係る同項に規定する基準日の属する月以後、同条第三項」に、「、当該」を「当該」に改める。

第五十七条第一項中「同法」」を「、同法」」に、「厚生年金保険法」」を「、厚生年金保険法」」に改める。

第九十七条第二項及び第九十八条第二項中「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第三十条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号。以下「死刑再審無罪者特例法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第九項」に、「附則第二十三条第十項」を「附則第二十三条第九項」に改め、同条第六項中「七十歳」を「七十五歳」に、「五年」を「十年」に改める。

第三十一条　死刑再審無罪者特例法施行令の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「とする」を「と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、同項第一号中「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」とする」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三十二条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表第二十四条の二第二項の項中

「法第百三十三条の二第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項」

を

「五年	法第百三十三条の二第二項	
十年	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項」	

に改め、同表第五十七条第一項の項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条」を「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号）第五条」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十七条第二項の表	第四十三条第三項	第四十三条第二項又は第三項

第三条第二項の表第五十九条第一項の項の次に次のように加える。

第五十九条第二項の表	六十五歳到達月の翌月から法第四十三条第三項	六十五歳到達月の翌月から法第四十三条第二項又は第三項

第三条第二項の表第六十条の三、第六十二条第一項、第二項及び第四項並びに第六十三条各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第六十三条第三号	第百五条第一項	第百五条第二項

第三条第七項の表第一条の二の項及び第九条の二の項を削り、同表第二十六条の項中「平成二十五年改正法」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第三十六条第四号において「平成二十五年改正法」という。）」に改め、同表第三十六条第四号の項中「存続厚生年金基金」の下に「（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）」を加える。

第三十二条第一項の表附則第三十三条第六項の項を次のように改める。

附則第三十三条第六項	第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金	保険料
	まで、第九十二条第一項及び第三項	まで
	規定を	規定並びに年金制度の国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第四条の規定による改正後の第九十二条第一項、第二項及び第四項の規定を

第三十三条第一項の表附則第三十四条第七項の項を次のように改める。

附則第三十四条第七項	第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金	保険料
	まで、第九十二条第一項及び第三項	まで
	規定を	規定並びに年金制度の国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第四条の規定による改正後の第九十二条第一項、第二項及び第四項の規定を

第四十九条第二項の表第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第一項の項中「及び同法」を「、同法」に改め、「終了制度加入者等」の下に「及び同法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者」を加え、同表第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第二項の項を次のように改める。

第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第二項	年金給付等積立金	年金給付等積立金等
	加入員及び加入員であつた者	存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負つている者

第四十九条第二項の表第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第一項の項中「徴収する」の下に「額、存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法及び平成二十五年改正法に基づき確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）から移換を受ける額並びに存続連合会が平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法に基づき企業型年金（確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。）の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。）から移換を受ける」を加え、同表附則第六条において準用する附則第五条第一項第一号の項下欄中「除く。）」の下に「、存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法及び平成二十五年改正法に基づき確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）から移換を受ける額並びに存続連合会が平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。）の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。）から移換を受ける額」を加え、同表附則第六条において準用する附則第五条第二項の項中「及び同法」を「、同法」に改め、「終了制度加入者等」の下に「及び同法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者」を加え、同条第四項中「改正後確定拠出年金法施行令第二十条の二」を「次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行令」に、「次の表の上欄に掲げる同条の」を「同表の上欄に掲げる」に改め、同項の表第一項の項を次のように改める。

第二十条の二第一項	法第四十八条の三	企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第八項
		確定給付企業年金法第九十一条の八第一項第十二号	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会
	連合会が		存続連合会が

第四十九条第四項の表第二項の項中「第二項」を「第二十条の二第二項」に改め、同表に次のように加える。

第二十六条	企業年金連合会	存続連合会
	第五十四条の二第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する法第五十四条の二第一項

第二十六条の二

法	平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する法
企業年金連合会	存続連合会

第五十三条中「及び第四十七条第三項」を「、第四十七条第三項及び第四十九条の二第一項」に、「及び第四十九条第三項の移換金」を「、第四十九条第三項及び第四十九条の二第一項の移換金」に改める。

第五十四条第三項の表第三十四条第一項ただし書の項中「及び第四十七条第三項」を「、第四十七条第三項及び第四十九条の二第一項」に、「及び第四十九条第三項」を「、第四十九条第三項及び第四十九条の二第一項」に改め、同表第三十六条第一項の項中「又は平成二十五年改正法」を「、平成二十五年改正法」に改め、「終了制度加入者等」の下に「又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業型年金加入者であった者」を加え、同表第四十七条の項中「及び第四十八条第三項の終了制度加入者等」の下に「、平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業型年金加入者であった者」を加え、同表第五十四条の項中「又は平成二十五年改正法附則第四十九条第三項の終了制度加入者等」を「、平成二十五年改正法附則第四十八条第三項の終了制度又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業型年金加入者であった者」に改める。

第五十五条中「及び第四十八条第三項」を「、第四十八条第三項及び第四十九条の二第一項」に、「及び第四十九条第三項」を「、第四十九条第三項及び第四十九条の二第一項」に、「準用する。」を「、それぞれ準用する。」に改め、同条の表第二十九条第一号の項中「及び第四十七条第三項」を「、第四十七条第三項及び第四十九条の二第一項」に改める。

第五十九条の見出し中「基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者」を「基金中途脱退者等」に改め、同条中「、基金中途脱退者又は」を「、基金中途脱退者、」に改め、「。」の下に「又は企業型年金加入者であった者（平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「又は確定給付企業年金中途脱退者に」を「、確定給付企業年金中途脱退者又は企業型年金加入者であった者に」に、「又は確定給付企業年金脱退一時金相当額」を「、確定給付企業年金脱退一時金相当額又は個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）」に改める。

第六十二条第二項第三号中「期間又は」を「期間、」に改め、「あった期間」の下に「又は平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により存続連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となった期間」を加える。

第六十四条第六項の表第五十二条の三の二第二項の項中

老齢厚生年金	老齢厚生年金第六十三条第一項第一号

を

五年	老齢厚生年金	十年	老齢厚生年金第六十三条第一項第一号

に改める。

第三十三条　平成二十六年経過措置政令の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表第二十四条の二第二項の項中

五年	十年

を

申出を	申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）を
五年	十年

に改め、同表第六十条の二第四項の項中

法第百三十二条第二項	法第百三十二条第二項
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
申出	申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）

を

に改め、同条第四項の表第十一条第一項の項中「企業型年金加入者であって」及び「企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金加入者（次号において「個人型年金同時加入制限者」という。）であって、」を削り、「以下この条」を「次号」に改め、同項の次に次のように加える。

第十一条第一号イ	加入者
加入者（事業主が同法第十四条第一項に規定する学校法人等である場合に限る。）	石炭鉱業年金基金法
確定給付企業年金	確定給付企業年金

第三条第四項の表第十一条第一号ロの項中欄中「厚生年金基金」を「事業主が設立している厚生年金基金」に改め、同項の次に次のように加える。

第十一条第一号ハ	事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法
第十一条第一号ニ	事業主が実施している確定給付企業年金

第三条第四項の表第十一条第二号の項を次のように改める。

第十一条第二号	二　企業型年金加入者であって前号イからニまでに掲げるもの　五百円	二　企業型年金加入者であって他制度加入者であるもの　二万七千五百円

第三条第七項の表第十一条の二第一項の項中「第十一条の二第一項」を「第十一条の二第一項各号列記以外の部分」に、「前条」を「前条各号」に改め、「平成二十六年政令第七十四号」の下に「。第二号及び次項において「経過措置政令」という。」を、「平成二十六年政令第七十三号」の下に「。第二号及び次項において「整備政令」という。」を加え、同項の次に次のように加える。

第十一条の二第一項 第二号及び第二項	前条各号 経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた整備政令第三条の規定による改正前の前条各号

第三条第七項の表第三十六条第四号の項中「事業主が設立している」を削り、「含む」の下に「。次号において同じ」を加える。

第三条の二の表第一項の項中「平成二十四年法律第六十三号。以下この条」を「平成二十四年法律第六十三号。以下この項」に改め、同表第二項の項中「平成二十四年一元化法第一条」を「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条」に、「第七十八条の二十八」を「第七十八条の二十八第一項」に、「額」を「額（」に改める。

第六十条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「申出」の下に「（同条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

第六十四条第二項の表第六十一条第一項第一号の項中

法第百三十二条第二項	平成二十五年改正の効力を有する十二条第二項

を

法第百三十二条第二項	平成二十五年改正の効力を有するも十二条第二項
申出	申出（年金制度の改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の改正後の厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）

に改め、同条第五項の表第百六十一条第一項の項の次に

改正法附則第五条第一項の規定によりなおそのものとされた改正前厚生年金保険法第百三	法附則第五条第一項の規定によりなおそのものとされた改正前厚生年金保険法第百三

を

改正法附則第五条第一項の規定によりなおそのものとされた改正前厚生年金保険法第百三	法附則第五条第一項の規定によりなおそのものとされた改正前厚生年金保険法第百三
	機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）

に改め、同条第五項の表第百六十一条第一項の項の次に次のように加える。

第百六十一条第三項	申出
	申出（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の規定による改正後の第四十四条の三第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）

第六十四条の二中「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十八」を「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の規定による改正後の第七十八条の二十八第一項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三十四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。次条において「平成二十七年政令第三百四十三号」という。）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項の表改正前厚生年金保険法第三十八条第二項ただし書の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第四十三条第二項	老齢厚生年金の額について
	受給権者がその権利を取得した月以後における
	は、その
	しない
	受給権者が毎年九月一日（以下この項において「基準日」という。）において被保険者である場合（基準日に被保険者の資格を喪失した場合を除く。）の老齢厚生年金の額
	基準日の属する月前の
	をその
	するものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、当該被保険者の資格を喪失した日の前日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月の翌月から、年金の被保険者期間を老齢厚生年金の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する

第二十一条第一項の表改正前厚生年金保険法第四十三条第三項の項を次のように改める。

改正前厚生年金保険法第四十三条第三項	ときは、前項の規定にかかわらず
	、資格を喪失した日
	ときは
	、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）

第二十一条第一項の表改正前厚生年金保険法第六十条第二項第一号イの項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第六十一条第三項	第四十三条第三項
	これ
	第四十三条第二項若しくは第三項
	これらの規定

第二十一条第一項の表改正前厚生年金保険法附則第九条の三第四項及び第九条の四第五項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法附則第十三条の四第七項	「第四十三条第三項又は
	第四十三条第三項の
	「第四十三条第二項若しくは第三項又は
	第四十三条第二項若しくは第三項の

第二十一条第一項の表改正前厚年令第三条の七の項の次に次のように加える。

改正前厚年令第三条の七ただし書	その全額	障害を支給事由とする給付であつてその全額
	給付を	ものを

第二十一条第一項の表改正前厚年令第三条の十の十第三号の項の次に次のように加える。

改正前厚年令第三条の十の十第四号	廃止前農林共済法第三十七条第三項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項及び第三項

第二十一条第一項の表改正前厚年令第三条の十二第三号の項の次に次のように加える。

改正前厚年令第八条の二の六	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）	平成十四年経過措置政令

第二十一条第二項第四号を次のように改める。

四　厚生年金保険法施行令第三条の五、第三条の十二の二、第三条の十二の三、第三条の十二の九及び第八条の二の六並びに改正後厚年令第三条、第三条の三から第三条の四の二まで、第三条の六、第三条の六の二、第六条の五、第七条及び第八条の二

第三十五条第四項中「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「において「基本月額」という。）」とあるのは「厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による基本月額又は同法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定による基本月額（以下この項」と、「額が、当該」とあるのは「額と同法」に、「改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による基本月額又は改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定による基本月額（以下この項において「基本月額」という。）」を「基本月額」に、「額」と、」を「額との」と、」に改める。

第三十七条第二項中「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「において「基本月額」という。）」とあるのは「額と改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第四項各号」を「」とあるのは「厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の規定を適用した場合における同項の規定による基本月額（以下この項」と、「額が、当該」とあるのは「額と同条第四項各号」に、「改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の規定を適用した場合における同項の規定による基本月額（以下この項において「基本月額」という。）」を「基本月額」に、「額」と、」を「額との」と、」に改める。

第三十八条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「附則第九十条の規定による改正後の」を削り、「同法」を「附則第九十条の規定による改正後の同法」に改め、同条第二項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「つき改正後平成六年改正法」を「つき国民年金法等の一部を改正する法律」に、「おける改正後平成六年改正法」を「おける国民年金法等の一部を改正する法律」に改め、同条第三項中「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「において「基本月額」という。）」を「」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十一条（改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）附則第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用した場合における同法附則第二十一条第一項の規定による基本月額（以下この項」と、「額が、当該」に改め、「（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「改正後平成六年改正法附則第二十一条（改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定による基本月額（以下この項において「基本月額」という。）」を「基本月額」に、「額」と、」を「額との」と、」に改め、同条第四項中「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「あるのは「額」を「あるのは「改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における基本月額（同条第四項の規定により同項に規定する当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分等の額につき適用する場合における同法附則第二十一条第一項（改正後平成六年改正法附則第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による基本月額（同条第四項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項の項までの規定中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項」を「厚生年金保険法附則第十一条第一項」に、「改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項」を「厚生年金保険法附則第十一条の三第一項」に改める。

第五十三条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「同法」に改める。

第五十五条の見出し中「改正後平成六年改正法」を「平成六年改正法等」に改め、同条第一項中「、改正後平成六年改正法」を「、平成六年改正法」に、「含む。）、第二十四条第四項」を「含む。）」並びに改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項」に、「改正後平成六年改正法の」を「法律の」に改め、同項の表附則第二十一条第一項（改正後平成六年改正法附則第二十二条において準用する場合を含む。）の項中「附則第二十一条第一項」を「平成六年改正法附則第二十一条第一項」に改め、同表附則第二十四条第四項の項中「附則第二十四条第四項」を「改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項」に改め、同表附則第二十六条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の項中「附則第二十六条第一項」を「改正後平成六年改正法附則第二十六条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の項中「附則第二十六条第三項」を「改正後平成六年改正法附則第二十六条第三項」に改める。

第五十八条第一項中「改正後平成六年改正法附則第十八条」を「平成六年改正法附則第十八条」に、「みなして改正後平成六年改正法」を「みなして平成六年改正法」に改め、「表」の下に「平成六年改正法」を加え、同条第二項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号」を「厚生年金保険法附則第十一条第一項」に、「改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の」を「平成六年改正法（」に、「）附則第二十一条第一項各号」を「）附則第二十一条第一項」に、「同条第一項の」を「同条第一項」に、「改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の」を「平成六年改正法附則第二十一条第一項」に改め、「「前項の規定により読み替えられた同条第一項各号」とあるのは「平成二十七年経過措置政令第五十八条第一項において準用する平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号」と」を削り、同条第三項中「改正後平成六年改正法」を「平成六年改正法」に改める。

第六十六条第一項の表改正後厚生年金保険法附則第十六条第一項の項から改正後厚生年金保険法附則第十六条第三項の項までの規定中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、

「により当該	又は他の期間に基づく老齢厚生年金のことにより当該	」を「又は
第三項の規定	若しくは第三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したこと	」に改め、同表改正後平成六年改正法附則第三十条第二項の項から改正後平成六年改正法附則第三十条第四項の項までの規定中「改正後平成六年改正法」を「平成六年改正法」に、「第四十三条第三項の規定により当該」を「又は第三項の規定」に、「第四十三条第三項の規定又は」を「若しくは第三項の規定又は」に、「ことにより当該」を「こと」に改め、同表改正後厚年令第三条の五第一項の項から改正後厚年令第三条の七第四号の二の項までの規定中「改正後厚年令」を「厚生年金保険法施行令」に改める。

第六十七条第一号中「額が」の下に「第二十一条第一項の規定により読み替えられた」を加え、「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同条第二号及び第三号中「、改正後厚生年金保険法」を「、厚生年金保険法」に改める。

第七十五条中「改正後平成六年改正法」を「平成六年改正法」に改め、同条の表中「第四十三条第三項の規定により当該」を「又は第三項の規定」に、「第四十三条第三項の規定又は」を「若しくは第三項の規定又は」に、「ことにより当該」を「こと」に改める。

第七十九条第一項中「取得したもの」の下に「（次項に規定する受給権者を除く。）」を加え、「改正後厚生年金保険法に」を「厚生年金保険法に」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の表の上欄に掲げる退職共済年金の受給権者であって、同表の中欄に掲げる厚生年金保険の被保険者の資格を取得したもの（六十五歳以上の者であって、六十五歳に達した日以後に当該被保険者の資格を取得したものに限る。）に支給する同表の下欄に掲げる期間に基づく厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、同項の規定にかかわらず、同法第四十三条第二項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）の属する月（その者が基準日より前に当該被保険者の資格を喪失し、かつ、当該被保険者となることなくして当該喪失した日（同法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った日にあっては、その日。以下この項において同じ。）から起算して一月を経過した場合にあっては、当該喪失した日から起算して一月を経過する月の前月）までの間、同欄に掲げる期間は、計算の基礎としない。

第八十二条第三項中「並びに改正後厚生年金保険法附則第九条の三第三項」を「並びに第九条の三第三項」に、「、改正後厚生年金保険法」を「、同法」に改め、同条第四項中「（改正後平成六年改正法」を「（平成六年改正法」に改め、同条第五項中「（改正後平成六年改正法」を「（平成六年改正法」に、「、改正後平成六年改正法」を「、平成六年改正法」に改める。

第八十三条の二の見出し中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条中「改正後厚生年金保険法による」を「厚生年金保険法による」に、「改正後厚生年金保険法施行令」に改める。

第八十四条の見出し中「改正後厚生年金保険法」を「改正後厚生年金保険法等」に改め、同条中「改正後厚生年金保険法」を「法律」に改め、同条の表第六十条第一項第二号の項中「第六十条第一項第二号」を「改正後厚生年金保険法第六十条第一項第二号」に改め、同表第六十条第一項第二号ロの項中「第六十条第一項第二号ロ」を「改正後厚生年金保険法第六十条第一項第二号ロ」に改め、同表第六十一条第三項の項中「第六十一条第三項」を「厚生年金保険法第六十一条第三項」に改め、同項中欄中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同項下欄中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項若しくは第三項」に改め、「する場合を含む。）又は」の下に「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた」を加え、「第三十七条第三項」を「第三十七条第二項若しくは第三項」に改め、同表第六十四条の二の項中「第六十四条の二」を「改正後厚生年金保険法第六十四条の二」に改める。

第八十六条第一項中「及び」を「並びに」に、「並びに改正後厚生年金保険法附則第九条の三」を「及び第九条の三」に改める。

第八十九条第一項中「及び附則第十三条の四」を削り、「附則第八条」の下に「及び第十三条の四」を加え、同条第二項中「同条第一項中」の下に「「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と、「並びに第四十三条第二項及び第三項」を「及び第四十三条第三項」に改め、同条第三項中「改正後厚生年金保険法第四十三条第二項及び第三項、厚生年金保険法」を「厚生年金保険法第四十三条第三項並びに」に、「引き続き」とあるのは「引き続き胎児」とあるのは」に、「引き続き」と読み替える」を「引き続き胎児」と、「同条の」とあるのは「同条第一項から第三項までの」と読み替える」に改める。

第九十条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「改正後厚生年金保険法第四十三条第三項」を「同法第四十三条第二項若しくは第三項」に改める。

第九十一条の表厚生年金保険法第四十四条第一項の項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、同表厚生年金保険法附則第七条の三第六項の項中「第四十三条第三項」を「又は第三項」に、「第四十三条第三項又は」を「若しくは第三項又は」に改め、同表厚生年金保険法附則第九条の二第三項の項中「あった当時」の下に「」と、「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」を加え、同表改正後厚生年金保険法附則第九条の三第四項の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同表厚生年金保険法附則第十三条の四第七項の項中「第四十三条第三項」に、「「第四十三条第三項又は」を「若しくは第三項又は」に改め、同表厚生年金保険法附則第十六条第一項の項及び厚生年金保険法附則第十六条第二項の項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同表改正後厚生年金保険法附則第十六条第三項の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改める。

第九十四条第一項中「及び附則第九条の二並びに改正後厚生年金保険法附則第九条の三」を「並びに附則第九条の二及び第九条の三」に改める。

第九十七条第一項中「及び附則第十三条の四」を削り、「附則第八条」の下に「及び第十三条の四」を加え、同条第二項中「同条第一項中」の下に「「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と、「並びに第四十三条第二項及び第三項」を「及び第四十三条第三項」に改め、同条第三項中「改正後厚生年金保険法第四十三条第二項及び第三項、厚生年金保険法」を「厚生年金保険法第四十三条第三項並びに」に、「引き続き」とあるのは「引き続き胎児」とあるのは」に、「引き続き」と読み替える」を「引き続き胎児」と、「同条の」とあるのは「同条第一項から第三項までの」と読み替える」に改める。

第九十八条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「改正後厚生年金保険法第四十三条第三項」を「厚生年金保険法第四十三条第二項若しくは第三項」に改める。

第百条中「、改正後厚生年金保険法附則第九条の三第二項」を「並びに第九条の三第二項」に、「、平成六年改正法附則第十八条第三項並びに改正後平成六年改正法附則第二十条の二第三項」を「並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第二十条の二第三項」に、「改正後厚生年金保険法附則第十六条並びに改正後平成六年改正法」を「厚生年金保険法附則第十六条並びに平成六年改正法」に改める。

第百四条中「改正後厚生年金保険法による」を「厚生年金保険法による」に、「、改正後厚生年金保険法」及び「、厚生年金保険法」を「、同法」に改める。

第百五条中「改正後厚生年金保険法による」を「厚生年金保険法による」に、「、改正後厚生年金保険法」を「、同法」に、「改正後厚年令第六条の三並びに厚生年金保険法施行令」を「厚生年金保険法施行令第六条の三及び」に、「は、厚生年金保険法」を「は、同法」に、「、改正後厚年令」及び「、厚生年金保険法施行令」を「、同令」に改める。

第三十五条　平成二十七年厚生年金経過措置政令の一部を次のように改正する。

第八十三条の二中「改正後厚生年金保険法第七十八条の二十八」を「同法第七十八条の二十八第一項」に改める。

第九十条第七項及び第九十八条第七項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「申出」の下に「（同条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三十六条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「、第九十二条第一項及び第二項」を削り、「別表の規定」の下に「並びに厚生年金保険法第九十二条第一項から第三項までの規定」を加え、「改正後厚生年金保険法の」を削り、同項の表第四十三条の二第一項の項中「第四十三条の二第一項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項」に改め、同表第四十三条の二第二項第一号の項中「第四十三条の二第二項第一号」に改め、同表第四十三条の二第二項第二号の項中「第四十三条の二第二項第二号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第二号」に改め、同表第四十三条の二第三項の項中「第四十三条の二第三項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第三項」に改め、同表第四十三条の三第一項の項中「第四十三条の三第一項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の三第一項」に改め、同表第四十三条の四第三項及び第四十三条の五第三項の項中「第四十三条の四第三項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の四第三項」に改め、同表第四十六条第一項の項中「第四十六条第一項」を「改正後厚生年金保険法第四十六条第一項」に改め、同表第四十六条第五項の項中「第四十六条第五項」を「改正後厚生年金保険法第四十六条第五項」に改め、同表第五十四条第二項の項中「第五十四条第二項」を「改正後厚生年金保険法第五十四条第二項」に改め、同表第五十四条第二項ただし書の項中「第五十四条第二項ただし書」を「改正後厚生年金保険法第五十四条第二項ただし書」に改め、同表第五十九条第二項の項中「第五十九条第二項」を「改正後厚生年金保険法第五十九条第二項」に改め、同表第六十条第二項の項中「第六十条第二項」を「改正後厚生年金保険法第六十条第二項」に改め、同表第六十一条第一項の項中「第六十一条第一項」を「改正後厚生年金保険法第六十一条第一項」に改め、同表第六十五条の二の項中「第六十五条の二」を「改正後厚生年金保険法第六十五条の二」に改め、同表第六十六条第一項の項中「第六十六条第一項」を「改正後厚生年金保険法第六十六条第一項」に改め、同表第六十六条第二項の項中「第六十六条第二項」を「改正後厚生年金保険法第六十六条第二項」に改め、同表第六十七条第一項及び第六十八条の項中「第六十七条第一項」を「改正後厚生年金保険法第六十七条第一項」に改め、同表第九十二条第一項の項中「第九十二条第一項」を「厚生年金保険法第九十二条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第九十二条第二項	保険料その他この法律	なお効力を有する改正前国共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前国共済法
	保険給付	改正前国共済法による職域加算額

第十二条第一項の表第九十二条第二項の項中「第九十二条第二項」を「厚生年金保険法第九十二条第三項」に改め、同表第百条の二第一項の項中「第百条の二第一項」を「改正後厚生年金保険法第百条の二第一項」に改め、同表附則第十七条の四第五項の項中「附則第十七条の四第五項」を「改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第五項」に改め、同表別表の項中「別表」を「改正後厚生年金保険法別表」に改める。

第十五条第一項の表なお効力を有する改正前国共済法第四十六条第二項の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前国共済法第四十九条たただし書	年金である給付	年金である給付（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）
	第四十三条第二項及び第三項	第四十三条第二項及び第三項

第十五条第二項の表なお効力を有する改正前国共済令第十一条の七の二第一号の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の十五第一号	第四十三条第三項	第四十三条第二項及び第三項

第十五条第二項の表なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の十五第三号の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の十五第四号	廃止前農林共済法第三十七条第三項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止するための法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項及び第三項

第十八条第一項中「第九十二条第一項並びに」を削り、「別表の規定」の下に「、厚生年金保険法第九十二条第一項及び第二項の規定」を加え、同項の表改正後厚生年金保険法第九十二条第一項の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「保険給付の」を「保険給付の支給」に、「規定する給付の」を「規定する給付の支給」に、「第三十六条第三項本文」を「なお効力を有する改本文」に、

正前国共済法第七十三条第四項 済法第七十三条第四項 三十七条第一項に規定	第三十六条第三項本文 保険給付の返還
	なお効力を有する改正前国共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前国共済法 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の返還

を

に改め、同項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第九十二条第二項	保険料その他この法律 保険給付
	なお効力を有する改正前国共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前国共済法 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付

第十八条第二項の表以外の部分中「改正後厚生年金保険法」を「法律」に、「から第三条の七まで」を「、第三条の六の二」に改め、「第八条の二の五」の下に「、厚生年金保険法施行令第三条の七」を加え、同表改正後厚年令第三条の六の項中「第三条の六」の下に「(見出しを含む。)」を加え、同表改正後厚年令第三条の七の項中「改正後厚年令」を「厚生年金保険法施行令」に改め、同表再評価令第四条第一項の項中「適用する改正後厚生年金保険法の」を「適用する改正後厚生年金保険法又は適用厚年法(平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。)の」に改め、同表再評価令第五条第一項の項中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同表再評価令第五条第二項の項を削る。

第二十九条中「給付の」を「給付(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。)の」に改める。

第三十一条第二項中「改正後厚生年金保険法第二十七条」を「厚生年金保険法第二十七条」に改める。

第三十七条第五項第一号中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

第百二十六条第一項中「改正後厚生年金保険法の」を「厚生年金保険法の」に、「ならば改正後厚生年金保険法」を「ならば同法」に改める。

第百二十八条第一項中「改正後厚生年金保険法施行令」を「厚生年金保険法施行令」に改める。

第百三十八条第九項中「改正後厚生年金保険法の」を「厚生年金保険法の」に、「ならば改正後厚生年金保険法」を「ならば同法」に改め、同条第十三項中「、第四十四条第一項及び第二項並びに」を「及び」に改め、「第十三条の四第四項」の下に「、厚生年金保険法第四十四条第一項及び第二項」を加える。

第三十七条　平成二十七年国共済経過措置政令の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「の改正後厚生年金保険法」を「の厚生年金保険法」に、「おいて厚生年金保険法」を「おいて同法」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第三十八条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年地共済経過措置政令」という)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「、第六十五条の二から第六十八条まで、第九十二条第一項及び第二項」を「及び第六十五条の二から第六十八条までの規定、厚生年金保険法第九十二条第一項から第三項までの規定並びに改正後厚生年金保険法」に改め、「改正後厚生年金保険法の」を削り、同項の表第四十三条の二第一項の項中「第四十三条の二第一項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項」に改め、同表第四十三条の二第二項第一号の項中「第四十三条の二第二項第一号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第二号」に改め、同表第四十三条の二第二項第二号の項中「第四十三条の二第二項第二号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第一号」に改め、同表第四十三条の二第二項第二号の項中「第四十三条の二第二項第二号」に改め、同表第四十三条の二第三項の項中「第四十三条の二第三項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第三項」に改め、同表第四十三条の三第一項の項中「第四十三条の三第一項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の三第一項」に改め、同表第四十三条の三第二項の項中「第四十三条の三第二項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の三第二項」に改め、同表第四十三条の四第二項第一号の項中「第四十三条の四第二項第一号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の四第二項第一号」に改め、同表第四十三条の四第二項第二号の項中「第四十三条の四第二項第二号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の四第二項第二号」に改め、同表第四十三条の四第三項の項中「第四十三条の四第三項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の四第三項」に改め、同表第四十三条の五第二項第一号の項中「第四十三条の五第二項第一号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の五第二項第一号」に改め、同表第四十三条の五第二項第二号の項中「第四十三条の五第二項第二号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の五第二項第二号」に改め、同表第四十三条の五第三項の項中「第四十三条の五第三項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の五第三項」に改め、同表第四十六条第一項の項中「第四十六条第一項」を「改正後厚生年金保険法第四十六条第一項」に改め、同表第四十六条第五項の項中「第四十六条第五項」を「改正後厚生年金保険法第四十六条第五項」に改め、同表第五十四条第二項の項中「第五十四条第二項」を「改正後厚生年金保険法第五十四条第二項」に改め、同表第五十四条第二項ただし書の項中「第五十四条第二項ただし書」を「改正後厚生年金保険法第五十四条第二項ただし書」に改め、同表第五十九条第二項の項中「第五十九条第二項」を「改正後厚生年金保険法第五十九条第二項」に改め、同表第六十条第二項の項中「第六十条第二項」を「改正後厚生年金保険法第六十条第二項」に改め、同表第六十一条第一項の項中「第六十一条第一項」を「改正後厚生年金保険法第六十一条第一項」に改め、同表第六十五条の二の項中「第六十五条の二」を「改正後厚生年金保険法第六十五条の二」に改め、同表第六十六条第一項の項中「第六十六条第一項」を「改正後厚生年金保険法第六十六条第一項」に改め、同表第六十六条第二項の項中「第六十六条第二項」を「改正後厚生年金保険法第六十六条第二項」に改め、同表第六十七条第一項及び第六十八条の項中「第六十七条第一項」を「改正後厚生年金保険法第六十七条第一項」に改め、同表第九十二条第一項の項中「第九十二条第一項」を「厚生年金保険法第九十二条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第九十二条第二項	保険料その他この法律 保険給付
	なお効力を有する改正前地共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前地共済法 改正前地共済法による職域加算額

第十一条第一項の表第九十二条第二項の項中「第九十二条第二項」を「厚生年金保険法第九十二条第三項」に改め、同表第百条の二第一項の項中「第百条の二第一項」を「改正後厚生年金保険法第百条の二第一項」に改め、同表第百条の二第三項及び第四項の項中「第百条の二第三項」を「改正後厚生年金保険法第百条の二第三項」に改め、同表附則第十七条の四の前の見出しの項中「附則第十七条の四」を「改正後厚生年金保険法附則第十七条の四」に改め、同表附則第十七条の四第六項本文の項中「附則第十七条の四第六項本文」を「改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項本文」に改め、同表別表の項中「別表」を「改正後厚生年金保険法別表」に改める。

第十四条第一項の表なお効力を有する改正前地共済法第四十七条第一項の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前地共済法第五十一条ただし書	年金である給付

第十四条第二項の表なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の十五第一号	第四十三条第三項

第十四条第二項の表なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の十五第一項第二号の項中「第二十六条の十五第一項第二号」を「第二十六条の十五第二号」に改め、同表なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の十五第一項第三号の項中「第二十六条の十五第一項第三号」を「第二十六条の十五第三号」に、「第四十八条の二」を「私立学校教職員共済法第四十八条の二」に改め、同項の次に次のように加える。

年金である給付（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）	第四十三条第二項及び第三項

なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の十五第四号	廃止前農林共済法第三十七条第三項

第十四条第二項の表なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二十第四項の項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。次項において同じ。）」に、「第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項」を「、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に」に改め、同表なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二十第五項の項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改める。

第十七条第一項中「、第六十五条の二」を「並びに第六十五条の二」に、「、第九十二条第一項、」を「の規定、厚生年金保険法第九十二条第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法」に、「、附則第十条の二、第十一条第一項から第四項まで、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の六第一項」を「並びに附則第十条の二の規定、厚生年金保険法附則第十一条第一項並びに第十一条の二第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第一項の規定、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項」に、「、第十三条の五第六項、第十三条の六第一項」を「の規定、改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定、厚生年金保険法附則第十三条の六第一項」に、「並びに第十七条の四第六項本文」を「の規定、改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項本文」に、「並びに別表の規定並びに」を「及び別表の規定、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を」に、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。）」を「平成六年国民年金等改正法（」に改め、「附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項」を「の規定並びに改正後平成六年国民年金等改正法」を削り、「、第二十四条第四項」を「から第十一項まで」に改め、同項の表改正後厚生年金保険法第九十二条第一項の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「保険給付の」を「保険給付の支給」に、「規定する給付の」を「規定する給付の支給」に、

第三十六条第三項本文	なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第四項本文

を

第三十六条第三項本文	なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第四項本文
保険給付の返還	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の返還

に改め、同項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第九十二条第二項	保険料その他この法律掛金その他なお効力を有する改正前地共済法の規定による保険給付
	なお効力を有する改正前地共済法の規定による平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付

第十七条第一項の表改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第五項」を「次項」に改め、同表改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項ただし書の項から改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項ただし書の項まで、改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項の項から改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第八項の項まで及び改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の項から改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第八項の項までの規定中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同表改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条の前の見出しの項から改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第三項の項までの規定中「改正後平成六年国民年金等改正法」を「平成六年国民年金等改正法」に改め、同表改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項の項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）」に改め、同表改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第九項の項、改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十項の項及び改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十四項の項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改め、同条第二項の表以外の部分中「改正後厚生年金保険法」の下に「及び厚生年金保険法」を加え、「から第三条の七まで及び第六条の七」を「及び第三条の六の二の規定、厚生年金保険法施行令第三条の七」に改め、同表改正後厚年令第三条の四の項中「第三条の四」を「第三条の四第一項」に改め、同表改正後厚年令第三条の七の見出しの項及び改正後厚年令第三条の七の項中「改正後厚年令」を「厚生年金保険法施行令」に改め、同表改正後厚年令第六条の七（見出しを含む。）の項を削り、同表再評価令第四条第一項の項中「平成二十七年政令第三百四十七号。」の下に「以下この項及び」を加え、「適用する改正後厚生年金保険法の」を「適用する改正後厚生年金保険法又は適用厚年法（平成二十四年一元化法附則第

六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。第三項において同じ。）の」に改め、同表再評価令第四条第三項の項中「同法」を「同法附則別表第二同法の」に改める。

適用する改正後厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法附則別表第二
適用する改正後厚生年金保険法又は適用厚年法の	適用する改正後厚生年金保険法附則別表第二

第二十二条中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

第二十七条中「給付の」を「給付（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）の」に、「同項」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項」に改める。

第二十九条第二項中「改正後厚生年金保険法第二十七条」を「厚生年金保険法第二十七条」に、「第四十三条」を「第三十九条」に改める。

第三十条中「には、」の下に「同項中」を加え、「に掲げる同条の規定中同表の中欄」を削り、同条の表を次のように改める。

改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金	附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金
と厚生年金保険法	と適用厚年法（附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。）
額が、当該	額が、総報酬月額相当額と基本月額から附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十二条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額を控除した額との
と基本月額	と当該控除した額

第三十二条第一項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下第四十三条までにおいて同じ。）」に改め、同条第二項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改める。

第三十五条第六項第一号中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

第三十六条第一項の表第一項の項中「改正後厚生年金保険法の」を「厚生年金保険法の」に、「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項」を「厚生年金保険法附則第十一条」に、「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に、「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同項の項中欄中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同項下欄中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改め、同表第三項の項中「改正後厚生年金保険法第二十七条」を「厚生年金保険法第二十七条」に、「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項」を「厚生年金保険法附則第十一条」に、「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改め、同条第二項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改める。

第三十九条第一項中「並びに附則第十一条第一項」を「の規定、適用厚年法附則第十一条第一項」に、「並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法」を「、適用する平成六年国民年金等改正法を」に、「以下第四十五条に、「改正後平成六年国民年金等改正法を」を「平成六年国民年金等改正法」に、「以下第四十五条まで」を「第四十五条」に改め、「を適用する改正後平成六年国民年金等改正法」の下に「（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法をいい、第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下この項及び第四十五条において同じ。）」を加え、「、第二十四条第四項」を「の規定並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項」に改める。

第四十一条の前の見出し中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改め、同条第一項中「適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項から第四項まで並びに適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法附則第十一条第一項並びに適用厚年法」に改め、同条第三項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改める。

第四十二条及び第四十三条第一項から第三項までの規定中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改める。

第四十五条の見出し中「適用する改正後平成六年国民年金等改正法」を「適用する平成六年国民年金等改正法等」に改め、同条第一項及び第三項中「ついて適用する改正後平成六年国民年金等改正法」を「ついて適用する平成六年国民年金等改正法」に、「、第二十四条第四項」を「の規定並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項」に改める。

第四十六条中「改正後平成六年国民年金等改正法」を「平成六年国民年金等改正法」に改める。

第四十七条第四項中「改正後平成六年国民年金等改正法」を「平成六年国民年金等改正法」に改め、同項の表附則第二十一条第一項の項中「同法附則第十一条第二項」を「が厚生年金保険法」に改め、同条第五項中「改正後平成六年国民年金等改正法」を「平成六年国民年金等改正法」に、「同表第一項ただし書の項」を「同表附則第二十一条第一項ただし書の項」に改め、同条第六項中「国会議員若しくは」を「国会議員又は」に、「改正後平成六年国民年金等改正法」を「平成六年国民年金等改正法」に改め、同項の表附則第二十一条第一項の項中「同法附則第十一条第二項」を「が同法」に、「改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項」を「が厚生年金保険法」に改める。

第四十八条中「改正後平成六年国民年金等改正法」を「平成六年国民年金等改正法」に改める。

第百二十八条第一項中「改正後厚生年金保険法の」を「厚生年金保険法の」に、「ならば改正後厚生年金保険法」を「ならば同法」に改める。

第百三十条第一項中「改正後厚年令」を「厚生年金保険法施行令」に改める。

第百四十一条第九項中「改正後厚生年金保険法の」を「厚生年金保険法の」に、「ならば改正後厚生年金保険法」を「ならば同法」に改め、同条第十三項中「、第四十四条第一項及び第二項」を「の規定、厚生年金保険法第四十四条第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法」に改める。

第三十九条　平成二十七年地共済経過措置政令の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「の改正後厚生年金保険法」を「の厚生年金保険法」に、「おいて厚生年金保険法」を「おいて同法」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四十条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第四十一条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十九年政令第二十八号。次条において「平成二十九年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第三条の表国民年金法第二十八条第二項第一号の項及び国民年金法第二十八条第二項第二号の項中「七十歳」を「七十五歳」に、「五年」を「十年」に改める。

第四十二条　平成二十九年経過措置政令の一部を次のように改正する。

第三条の表国民年金法第二十八条第一項の項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同表国民年金法第二十八条第二項第二号の項の次に次のように加える。

国民年金法第二十八条第五項	七十歳に達した日	年金機能強化法施行日から起算して五年を経過した日
国民年金法第二十八条第五項第一号	八十歳に達した日	年金機能強化法施行日から起算して十五年を経過した日

（相続税法施行令の一部改正）

第四十三条　相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第五号中「又は第九十一条の二十二第五項」を「、第九十一条の二十二第五項」に、「の規定により企業年金連合会」を「又は第九十一条の二十三第一項（企業型年金加入者であつた者に係る措置）の規定により企業年金連合会」に改め、同条第六号中「）又は」を「）、」に、「）の」を「）又は第四十九条の二第一項（企業型年金加入者であつた者に係る措置）の」に改める。

（国税徴収法施行令の一部改正）

第四十四条　国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項第三号中「規定する加入者」の下に「又は所得税法施行令第七十二条第三項第五号に規定する企業型年金加入者」を加え、「所得税法施行令第七十二条第三項第五号イ」を「同号イ」に、「又は加入者」を「、加入者又は企業型年金加入者」に改める。

（所得税法施行令の一部改正）

第四十五条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第一号中「居住者（以下この項」を「居住者（以下この号」に改め、同項第二号中「第七十二条第三項第六号」を「第七十二条第三項第七号」に改め、「第七十四条の二第二項（脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を加える。

第七十条第一項第二号中「第七十二条第三項第六号」を「第七十二条第三項第七号」に、「十四年」を「十九年」に改める。

第七十二条第三項第五号中「加入員又は」を「、加入員」に、「の退職」を「又は確定拠出年金法第二条第八項（定義）に規定する企業型年金加入者（次号において「企業型年金加入者」という。）の退職」に、「同法」を「確定給付企業年金法」に改め、同号イ中「又は」を「、第四十九条の二第一項（企業型年金加入者であつた者に係る措置）又は」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　確定給付企業年金法第九十一条の二十三第一項（企業型年金加入者であつた者に係る措置）の規定に基づいて支給を受ける一時金で、企業型年金加入者の退職により支払われるもの

第八十二条の二第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改める。

第百八十三条第二項第二号中「の移換）の」を「又は残余財産の移換）の」に改める。

第二百八十五条第二項中「第七十二条第三項第八号」を「第七十二条第三項第九号」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第四十六条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条の二第十号中「運用）（」を「運用）又は」に、「場合を含む。）」を「旧厚生年金保険法第百三十六条の三第一項」に、「次条第二項」を「次条第三項」に改め、「方法」の下に「若しくは平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する旧厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる方法」を加え、「同条第二項において準用する」を削り、「第百三十条の二第二項に」を「第百三十六条の三第二項において準用する旧厚生年金保険法第百三十条の二第二項若しくは平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百五十九条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に」に改め、同条第十二号中「（確定給付年金資産管理運用契約等の意義）」を「（退職年金等積立金の額の計算）」に改め、同条中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　存続連合会確定給付年金積立金運用契約　平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する旧厚生年金保険法第百三十六条の三第一項の規定により存続連合会確定給付年金積立金（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百五十三条第一項第八号（規約）に規定する積立金をいう。次条第一項において同じ。）を運用するために締結された平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する旧厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる方法による運用に係る契約又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百五十九条の二第二項に規定する信託の契約をいう。

第百五十六条の三の見出しを「（確定給付年金積立金の範囲等）」に改め、同条中第二項を第三項とし、同条第一項中「（退職年金等積立金額の計算）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する政令で定める積立金は、存続連合会確定給付年金積立金とする。

第百五十六条の四第一項第五号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第百六十三条第一項中「（退職年金等積立金額の計算）」を「（退職年金等積立金の額の計算）」に、「第百五十六条の三第二項（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲）」を「第百五十六条の三第三項（確定給付年金積立金の範囲等）」に改め、同条第三項中「（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）」を「（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）」に改め、同条第四項中「（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）」を削る。

第百六十九条から第百七十二条までを次のように改める。

第百六十九条　法第八十四条第三項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する政令で定める契約は、存続連合会確定給付年金積立金運用契約とする。

第百七十条から第百七十二条まで　削除

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第四十七条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の十第一項第一号ホ中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第四十八条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号ハ及び第二十七条の三第二号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

第三十条中「第二十九条」を「第二十八条の三」に、「いう。）」を「いう。）又は」に改め、「又は国民年金手帳（国民年金法第十三条の国民年金手帳をいう。）」を削り、同条に次の一項を加える。

２　法第二十九条の規定による付記がされた書面（基礎年金番号の付記がされたものに限る。）で届出をすべき者は、基礎年金番号を明らかにすることができる書類で総務省令で定めるものの交付を受けているときは、これを添えて、その届出をしなければならない。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第四十九条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人福祉医療機構の項中「（同法第十二条第一項第十二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定における国庫納付金にあっては年金特別会計の業務勘定、同項第十三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定における国庫納付金にあっては労働保険特別会計の労災勘定）」を削る。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第五十条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十七条を削り、第五十七条の二を第五十七条とする。

（株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正）

第五十一条　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項並びに第三十一条第一項及び第四項中「附則第三十八条第二項及び第三十九条第二項」を「附則第三十九条第二項」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第五十二条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項第一号中「附則第五条の二第六項及び第七項」を「附則第五条の二第八項及び第九項」に改める。

（旧口蹄疫対策特別措置法施行令の一部改正）

第五十三条　口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第百四十六号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第三十一条第一項各号」を「第三十一条第一項第一号」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第五十四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第十一号中「及び独立行政法人福祉医療機構の行う業務（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号に掲げる業務及び同法附則第五条の二第一項に規定する業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）」を削る。

第三十四条第十四号中「独立行政法人福祉医療機構法」の下に「（平成十四年法律第百六十六号）」を加える。

第百二十七条の二第三号を削る。

附則第六条第一項中「附則第九条及び第十条第一項」を「附則第十条及び第十一条第一項」に改め、同条第三項中「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同条第四項中「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

６　年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二条第一項に規定する債権（附則第八条第一項において「承継債権」という。）の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構の行う業務（独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する業務及びこれに附帯する業務に限る。）に関する事務をつかさどる。

７　年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二十八条の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権（附則第八条第二項において「年金担保債権」という。）の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構の行う業務（独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第二項第一号に定める業務（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十六条第二項の規定により同号に定める業務とみなされるものを含む。）及びこれに附帯する業務に限る。）に関する事務をつかさどる。

附則中第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条　年金局資金運用課は、第百二十七条の二各号に掲げる事務のほか、承継債権の回収が終了するまでの間、附則第六条第六項に規定する事務をつかさどる。

２　年金局資金運用課は、第百二十七条の二各号に掲げる事務のほか、年金担保債権の回収が終了するまでの間、附則第六条第七項に規定する事務をつかさどる。

第二章　経過措置

（継続被保険者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置）

第五十五条　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「令和二年改正法」という。）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（以下「第八号施行日」という。）前において支給事由の生じた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（以下「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。）の受給権者（次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の被保険者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。以下「継続被保険者」という。）に限り、第六十一条第一項に規定する者を除く。）について、同法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

一　第八号施行日前から引き続き同一の事業所（厚生年金保険法第六条第一項に規定する事業所をいう。第六十六条第一項第一号において同じ。）に使用される者であること。

二　令和二年改正法第四条の規定による厚生年金保険法第六条第一項第一号若しくは第十二条第五号の規定の改正又は令和二年改正法第九条の規定による公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条第十二項の規定の改正により第八号施行日において厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であること。

三　第八号施行日以後引き続き第八号施行日に取得した厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であること。

２　前項の受給権者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は同法の規定による高年齢再就職給付金（以下「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に限る。）について、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

第五十六条　前条第一項の受給権者に基金が支給する老齢年金給付（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する老齢年金給付をいう。）をいう。以下同じ。）についての厚生年金保険法附則第十三条第三項（第二号から第六号までを除く。）及び第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、前条第一項の規定を適用しないとしたならば同法附則第八条の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）に基づくものに限る。）がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

２　前条第二項の受給権者に基金が支給する老齢年金給付についての厚生年金保険法附則第十三条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、前条第二項の規定を適用しないとしたならば同法附則第八条の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第五十七条　第五十五条第一項の受給権者であって、解散基金に係る老齢年金給付（厚生年金保険法附則第七条の七第一項に規定する解散基金に係る老齢年金給付をいう。以下同じ。）の受給権を有する者であるものの解散基金に係る代行部分（同法附則第十三条の二第一項に規定する解散基金に係る代行部分をいう。次項並びに第六十三条、第六十五条、第六十八条、第七十四条及び第七十六条において同じ。）についての同法附則第十三条の二第一項の規定の適用については、第五十五条第一項の規定を適用しないとしたならば同法附則第八条の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

２　第五十五条第二項の受給権者であって、解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であるものの解散基金に係る代行部分についての厚生年金保険法附則第十三条の二第三項の規定の適用については、第五十五条第二項の規定を適用しないとしたならば同法附則第八条の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第五十八条　第八号施行日前において支給事由の生じた厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（継続被保険者であって、同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより当該繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者であるものに限る。）については、同法附則第十三条の五第六項の規定は、適用しない。

第五十九条　前条の受給権者に基金が支給する老齢年金給付についての厚生年金保険法附則第十三条の七第四項及び第五項の規定の適用については、前条の規定を適用しないとしたならば同法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第六十条　第五十八条の受給権者であって、解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であるものの解散基金に係る代行部分（厚生年金保険法附則第十三条の八第二項に規定する解散基金に係る代行部分をいう。第七十一条において同じ。）についての同項及び同法附則第十三条の八第三項の規定の適用については、第五十八条の規定を適用しないとしたならば同法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第六十一条　厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち二以上の同法第十五条に規定する被保険者の種別に係る被保険者であった期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であった期間を有する者」という。）であって、第八号施行日前において支給事由の生じた障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（継続被保険者に限る。）であるものについて、第五条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第八条の五第三項の規定により読み替えられた同法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

２　前項の受給権者（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、厚生年金保険法施行令第八条の五第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第五条の規定による改正後の同令第八条の五第三項の規定により読み替えられた同法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

第六十二条　前条第一項の受給権者に基金が支給する老齢年金給付についての厚生年金保険法施行令第八条の五第四項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十三条第三項（第二号から第六号までを除く。）及び第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、前条第一項の規定を適用しないとしたならば各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法附則第八条の規定による老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

２　前条第二項の受給権者に基金が支給する老齢年金給付についての厚生年金保険法施行令第八条の五第四項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十三条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、前条第二項の規定を適用しないとしたならば各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法附則第八条の規定による老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第六十三条　第六十一条第一項の受給権者であって、解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であるものの解散基金に係る代行部分についての厚生年金保険法施行令第八条の五第五項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十三条の二第一項の規定の適用については、第六十一条第一項の規定を適用しないとしたならば各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法附則第八条の規定による老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

２　第六十一条第二項の受給権者であって、解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であるものの解散基金に係る代行部分についての厚生年金保険法施行令第八条の五第五項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十三条の二第三項の規定の適用については、第六十一条第二項の規定を適用しないとしたならば各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法附則第八条の規定による老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第六十四条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であって、第五十八条の受給権者であるものに基金が支給する老齢年金給付についての厚生年金保険法施行令第八条の六第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十三条の七第四項及び第五項の規定の適用については、第五十八条の規定を適用しないとしたならば各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第六十五条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者のうち第五十八条の受給権者であって、解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であるものの解散基金に係る代行部分についての厚生年金保険法施行令第八条の六第四項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十三条の八第二項及び第三項の規定の適用については、第五十八条の規定を適用しないとしたならば各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

（継続短時間労働被保険者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置）

第六十六条　令和二年改正法附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日（以下「第十一号施行日」という。）前において支給事由の生じた障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の被保険者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限り、第七十二条第一項に規定する者を除く。）について、厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

一　第十一号施行日前から引き続き同一の事業所に使用される者であること。

二　令和二年改正法第十条の規定による公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項の規定の改正により第十一号施行日において厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であること。

三　第十一号施行日以後引き続き第十一号施行日に取得した厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であること。

2　前項の受給権者（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

第六十七条　前条第一項の受給権者に基金が支給する老齢年金給付についての厚生年金保険法附則第十三条第三項（第二号から第六号までを除く。）及び第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、前条第一項の規定を適用しないとしたならば同法附則第八条の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

2　前条第二項の受給権者に基金が支給する老齢年金給付についての厚生年金保険法附則第十三条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、前条第二項の規定を適用しないとしたならば同法附則第八条の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第六十八条　第六十六条第一項の受給権者であって、解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であるものの解散基金に係る代行部分についての厚生年金保険法附則第十三条の二第一項の規定の適用については、第六十六条第一項の規定を適用しないとしたならば同法附則第八条の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

2　第六十六条第二項の受給権者であって、解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であるものの解散基金に係る代行部分についての厚生年金保険法附則第十三条の二第三項の規定の適用については、第六十六条第二項の規定を適用しないとしたならば同法附則第八条の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第六十九条　第十一号施行日前において支給事由の生じた厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより当該繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者であるものに限る。）については、同法附則第十三条の五第六項の規定は、適用しない。

第七十条　前条の受給権者に基金が支給する老齢年金給付についての厚生年金保険法附則第十三条の七第四項及び第五項の規定の適用については、前条の規定を適用しないとしたならば同法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第七十一条　第六十九条の受給権者であって、解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であるものの解散基金に係る代行部分についての厚生年金保険法附則第十三条の八第二項及び第三項の規定の適用については、第六十九条の規定を適用しないとしたならば同法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第七十二条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であって、第十一号施行日前において支給事由の生じた障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（継続短時間労働被保険者に限る。）であるものについて、第五条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第八条の五第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

2　前項の受給権者（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

第七十三条　前条第一項の受給権者に基金が支給する老齢年金給付についての厚生年金保険法施行令第八条の五第四項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十三条第三項（第二号から第六号までを除く。）及び第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、前条第一項の規定を適用しないとしたならば各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法附則第八条の規定による老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

2　前条第二項の受給権者に基金が支給する老齢年金給付についての厚生年金保険法施行令第八条の五第四項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十三条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、前条第二項の規定を適用しないとしたならば各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法附則第八条の規定による老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第七十四条　第七十二条第一項の受給権者であって、解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有するものであるものの解散基金に係る代行部分についての厚生年金保険法施行令第八条の五第五項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十三条の二第一項の規定の適用については、第七十二条第一項の規定を適用しないとしたならば各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法附則第八条の規定による老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

２　第七十二条第二項の受給権者であって、解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であるものの解散基金に係る代行部分についての厚生年金保険法施行令第八条の五第五項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十三条の二第三項の規定の適用については、第七十二条第二項の規定を適用しないとしたならば各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法附則第八条の規定による老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第七十五条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であって、第六十九条の受給権者であるものに基金が支給する老齢年金給付についての厚生年金保険法施行令第八条の六第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十三条の七第四項及び第五項の規定の適用については、第六十九条の規定を適用しないとしたならば各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

第七十六条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者のうち第六十九条の受給権者であって、解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であるものの解散基金に係る代行部分についての厚生年金保険法施行令第八条の六第四項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十三条の八第二項及び第三項の規定の適用については、第六十九条の規定を適用しないとしたならば各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第二項、第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第六十四条第六項の改正規定を除く。）、第四十三条及び第四十四条の規定、第四十五条の規定（所得税法施行令第七十条第一項第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定　令和四年五月一日

二　第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第七条、第十一条及び第十四条の規定、第三十三条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第四項及び第七項の改正規定に限る。）並びに第三十七条、第三十九条及び第五十五条から第六十五条までの規定　令和四年十月一日

三　第二条及び第四条の規定、第六条の規定（厚生年金保険法施行令第三条の五の二第一項及び第三条の十三の二の改正規定に限る。）、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第三十一条の規定、第三十三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第三十五条及び第四十二条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十四条、第十六条及び第十八条の規定　令和五年四月一日

四　第八条及び第六十六条から第七十六条までの規定　令和六年十月一日

（老齢基礎年金の支給の繰下げの際に加算する額等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第四条の五第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、七十歳に達していない者（六十五歳に達した日後に老齢基礎年金の受給権を取得した場合にあっては、当該受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者）について適用する。

２　第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第十二条第一項及び第十二条の四の規定は、施行日の前日において、六十歳に達していない者について適用する。

（老齢基礎年金の支給の繰下げの際に国民年金基金の加入員期間の月数に乗ずる額等に関する経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の国民年金基金令第二十四条第一項の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者（六十五歳に達した日後に老齢基礎年金の受給権を取得した場合にあっては、当該受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者）について適用する。

２　第三条の規定による改正後の国民年金基金令第二十四条第二項及び第三項の規定は、施行日の前日において、六十歳に達していない者について適用する。

（老齢厚生年金の支給の繰下げの際に加算する額に関する経過措置）

第四条　第五条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第三条の五の二の規定は、施行日の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

（厚生年金保険法による加給年金額に相当する部分の支給停止等に関する経過措置）

第五条　老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者（施行日の前日においてその者の配偶者が当該老齢厚生年金又は障害厚生年金の加給年金額（厚生年金保険法第四十四条第一項又は第五十条の二第一項に規定する加給年金額をいう。）の計算の基礎となっている者に限る。）であって、当該配偶者が第五条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（以下この項において「改正前厚年令」という。）第三条の七各号に掲げる老齢又は退職を支給事由とする給付の支給を受けることができ、かつ、当該給付がその全額につき支給を停止されていることにより、同日において同法第四十六条第六項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けないものに対する施行日の属する月以降の月分の老齢厚生年金又は障害厚生年金については、次のいずれかに該当するに至るまでの間、同法第四十六条第六項の規定は、適用しない。

一　当該受給権者に対する老齢厚生年金又は障害厚生年金がその全額につき支給を停止されるに至ったとき。

二　当該受給権者の配偶者に対する改正前厚年令第三条の七各号に掲げる老齢又は退職を支給事由とする給付が施行日の前日において厚生年金保険法附則第七条の四第一項（同法附則第十一条の五及び第十三条の六第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であって、施行日以後に同法附則第七条の四第一項の規定による支給停止が解除されたとき。

三　当該受給権者の配偶者に対する改正前厚年令第三条の七各号に掲げる老齢又は退職を支給事由とする給付が他の年金たる給付の支給を受けることにより支給を停止されるに至ったとき。

２　前項の規定は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。附則第十条第一項において「平成八年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による退職共済年金又は障害共済年金について準用する。この場合において、前項中「厚生年金保険法第四十四条第一項又は第五十条の二第一項」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十八条第一項又は第八十三条第一項」と、「第五条」とあるのは「平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた第五条」と、「同法第四十六条第六項（」とあるのは「同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第六項（平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた」と、「、同法」とあるのは「、平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた同法」と、同項第二号及び第三号中「改正前厚年令」とあるのは「平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）による退職共済年金又は障害共済年金について準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険法第四十四条第一項又は第五十条の二第一項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十八条第一項又は第八十三条第一項」と、「第五条」とあるのは「第三十六条の規定による改正前の平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第二項の規定により読み替えられた第五条」と、「同法第四十六条第六項（同法）とあるのは「平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法」と、「、同法」とあるのは「、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法」と、同項第二号及び第三号中「改正前厚年令」とあるのは「第三十六条の規定による改正前の平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第二項の規定により読み替えられた第五条」と、「同法第四十六条第六項（同法）とあるのは「平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた第五条」と、「同法第四十六条第六項（同法）とあるのは「平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）第四十六条第六項（平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法」と、「、同法」とあるのは「、平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法」と、同項第二号及び第三号中「改正前厚年令」とあるのは「第三十八条の規定による改正前の平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第二項の規定により読み替えられた改正前厚年令」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定は、平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による退職共済年金又は障害共済年金について準用する。この場合において、同項中「厚生年金保険法第四十四条第一項又は第五十条の二第一項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十条第一項又は第八十八条第一項」と、「第五条」とあるのは「第三十八条の規定による改正前の平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第二項の規定により読み替えられた第五条」と、「同法第四十六条第六項（同法）とあるのは「平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）第四十六条第六項（平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法」と、「、同法」とあるのは「、平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法」と、同項第二号及び第三号中「改正前厚年令」とあるのは「第三十八条の規定による改正前の平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第二項の規定により読み替えられた改正前厚年令」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定は、平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による退職共済年金又は障害共済年金について準用する。この場合において、同項中「厚生年金保険法第四十四条第一項又は第五十条の二第一項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十八条第一項又は第八十三条第一項」と、「第五条」とあるのは「私立学校教職員共済法第四十八条の二の規

定によりその例によることとされる第三十六条の規定による改正前の平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第二項の規定により読み替えられた第五条」と、「同法第四十六条第六項（同法）とあるのは「同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）第四十六条第六項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法」と、「、同法」とあるのは「、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法」と、同項第二号及び第三号中「改正前厚年令」とあるのは「私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる第三十六条の規定による改正前の平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第二項の規定により読み替えられた改正前厚年令」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法附則第七条の三第四項に規定する政令で定める額等に関する経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第六条の三及び第八条の二の三の規定は、施行日の前日において、六十歳に達していない者について適用する。

（旧厚生年金保険法による加給年金額に相当する部分の支給停止等に関する経過措置）

第七条　附則第五条第一項の規定は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次項において「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金について準用する。この場合において、附則第五条第一項中「厚生年金保険法第四十四条第一項又は第五十条の二第一項に規定する」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「旧厚生年金保険法」という。）第四十三条第一項又は第五十条第一項第一号若しくは第二号の」と、「第五条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（以下この項において「改正前厚年令」という。）第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは第十五条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下この項において「昭和六十一年経過措置政令」という。）第九十三条第一項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第四十六条第四項に規定する老齢厚生年金又は昭和六十一年経過措置政令第九十三条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（以下この項において「旧厚年令」という。）第三条の二の二各号に掲げる老齢若しくは」と、「当該給付」とあるのは「これらの給付」と、「同法第四十六条第六項（同法」とあるのは「第十五条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第九十三条第一項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第四十六条第四項の規定及び旧厚生年金保険法第四十六条第五項の規定（これらの規定を旧厚生年金保険法」と、「。以下この項において同じ。）の規定」とあるのは「。）」と、「同法第四十六条第六項の規定」とあるのは「第十五条の規定による改正後の昭和六十一年経過措置政令第九十三条第一項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第四十六条第四項及び第五項の規定（これらの規定を旧厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）」と、同項第二号及び第三号中「改正前厚年令第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは第十五条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第九十三条第一項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第四十六条第四項に規定する老齢厚生年金又は昭和六十一年経過措置政令第九十三条第一項の規定により読み替えられた旧厚年令第三条の二の二各号に掲げる老齢若しくは」と読み替えるものとする。

２　附則第五条第一項の規定は、昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢年金又は障害年金について準用する。この場合において、同項中「加給年金額（厚生年金保険法第四十四条第一項又は第五十条の二第一項に規定する加給年金額」とあるのは「加給すべき金額（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下この項において「旧船員保険法」という。）第三十六条第一項又は第四十一条ノ二第一項の規定により加給すべき金額」と、「第五条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（以下この項において「改正前厚年令」という。）第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧船員保険法による老齢年金又は国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下この項において「昭和六十一年経過措置政令」という。）第百十六条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第四条の規定による改正前の船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下この項において「旧船保令」という。）第四条の二各号に掲げる老齢若しくは」と、「当該給付」とあるのは「これらの給付」と、「同法第四十六条第六項（同法第五十四条第三項において」とあるのは「旧船員保険法第三十八条第四項及び第五項の規定（これらの規定を旧船員保険法第四十四条ノ三第四項において読み替えて」と、「。以下この項において同じ。）の規定」とあるのは「。）」と、「同法第四十六条第六項の規定」とあるのは「第十五条の規定による改正後の昭和六十一年経過措置政令第百十六条第一項の規定により読み替えられた旧船員保険法第三十八条第四項及び第五項の規定（これらの規定を旧船員保険法第四十四条ノ三第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、同項第二号及び第三号中「改正前厚年令第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「旧船員保険法による老齢年金又は昭和六十一年経過措置政令第百十六条第一項の規定により読み替えられた旧船保令第四条の二各号に掲げる老齢若しくは」と読み替えるものとする。

（中国残留邦人等支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第十八条の規定による改正後の中国残留邦人等支援法施行令第十条第六項の規定は、施行日の前日において、第十八条の規定による改正前の中国残留邦人等支援法施行令第十条第二項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

第九条　第十九条の規定による改正後の中国残留邦人等支援法施行令第十条第六項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）の前日において、中国残留邦人等支援法施行令第十条第二項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

（平成八年改正前国共済法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十条　第二十条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第二項の規定は、施行日の前日において、旧適用法人共済組合員期間（平成八年改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。次項において同じ。）を有する者に係る平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法による退職共済年金（平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による退職共済年金を含む。次項及び次条において「平成八年改正前国共済法による退職共済年金」という。）の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

２　第二十条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第二十三条第五項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の三の二第一項から第三項までの規定は、施行日の前日において、旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る平成八年改正前国共済法による退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の平成九年経過措置政令による平成八年改正前国共済法による退職共済年金の請求に関する経過措置）

第十一条　第二十一条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定は、第三号施行日の前日において、平成八年改正前国共済法による退職共済年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

（廃止前農林共済法による加給年金額に相当する部分の支給停止に関する経過措置）

第十二条　附則第五条第一項の規定は、廃止前農林共済法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）による退職共済年金又は障害共済年金について準用する。この場合において、附則第五条第一項中「厚生年金保険法第四十四条第一項又は第五十条の二第一項」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下この項において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法附則第一項第一号に規定する廃止前農林共済法（以下この項において「廃止前農林共済法」という。）第三十八条第一項又は第四十三条第一項」と、「第五条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（以下この項において「改正前厚年令」という。）第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「廃止前農林共済法による退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいい、平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該旧農林共済組合員期間に引き続く厚生年金保険の被保険者期間であって、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものを含む。）が二十年以上であるものに限る。以下この項において同じ。）又は第二十二条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令第十四条第六項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号。以下この項において「廃止前農林共済法施行令」という。）第五条各号に掲げる老齢若しくは」と、「当該給付」とあるのは「これらの給付」と、「同法第四十六条第六項（同法第五十四条第三項において」とあるのは「第二十二条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十八条の二第二項（平成十四年経過措置政令第十四条第九項において読み替えて」と、「。以下この項において同じ。）」とあるのは「。）」と、「、同法第四十六条第六項」とあるのは「、第二十二条の規定による改正後の平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十八条の二第二項（平成十四年経過措置政令第十四条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、同項第二号及び第三号中「改正前厚年令第三条の七各号に掲げる老齢又は」とあるのは「廃止前農林共済法による退職共済年金又は第二十二条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令第十四条第六項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法施行令第五条各号に掲げる老齢若しくは」と読み替えるものとする。

（移行農林共済年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十三条　第二十二条の規定による改正後の平成十四年経過措置政令第十四条の四第二項及び第三項の規定は、施行日の前日において、平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の移行農林共済年金のうち退職共済年金の請求に関する経過措置）

第十四条　第二十三条の規定による改正後の平成十四年経過措置政令第十四条の四第二項の規定は、第三号施行日の前日において、平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

（北朝鮮拉致被害者支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第二十四条の規定による改正後の北朝鮮拉致被害者支援法施行令第九条第六項の規定は、施行日の前日において、第二十四条の規定による改正前の北朝鮮拉致被害者支援法施行令第九条第二項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

第十六条　第二十五条の規定による改正後の北朝鮮拉致被害者支援法施行令第九条第六項の規定は、第三号施行日の前日において、北朝鮮拉致被害者支援法施行令第九条第二項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

（死刑再審無罪者特例法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　第三十条の規定による改正後の死刑再審無罪者特例法施行令第三条第六項の規定は、施行日の前日において、第三十条の規定による改正前の死刑再審無罪者特例法施行令第三条第二項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

第十八条　第三十一条の規定による改正後の死刑再審無罪者特例法施行令第三条第六項の規定は、第三号施行日の前日において、死刑再審無罪者特例法施行令第三条第二項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

（廃止前厚生年金基金令第二十四条の二第二項に規定する平均支給率等に関する経過措置）

第十九条　第三十二条の規定による改正後の平成二十六年経過措置政令（以下この条において「改正後平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。）第二十四条の二第二項の規定及び改正後平成二十六年経過措置政令第六十四条第六項の規定により読み替えられた廃止前厚生年金基金令第五十二条の三の二第二項の規定は、施行日の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による加給年金額に相当する部分の支給停止に関する経過措置）

第二十条　附則第五条第一項の規定は、平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢厚生年金又は障害厚生年金について準用する。この場合において、同項中「厚生年金保険法」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法」という。）」と、「第五条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（以下この項において「改正前厚年令」という。）」とあるのは「第三十四条の規定による改正前の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（以下この項において「平成二十七年厚生年金経過措置政令」という。）第二十一条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（以下この項において「平成二十七年政令改正前厚年令」という。）」と、「同法第四十六条第六項（同法）」とあるのは「平成二十七年厚生年金経過措置政令第二十一条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第四十六条第六項（平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法」と、「同法」とあるのは「、平成二十七年厚生年金経過措置政令第二十一条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法」と、同項第二号及び第三号中「改正前厚年令」とあるのは「第三十四条の規定による改正前の平成二十七年厚生年金経過措置政令第二十一条第一項の規定により読み替えられた平成二十七年整備政令改正前厚年令」と読み替えるものとする。

（改正後の平成二十七年国共済経過措置政令における時効に関する経過措置）

第二十一条　第三十六条の規定による改正後の平成二十七年国共済経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九十二条第一項（改正前国共済法による職域加算額の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

２　第三十六条の規定による改正後の平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九十二条第一項（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

（改正後の平成二十七年地共済経過措置政令における時効に関する経過措置）

第二十二条　第三十八条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九十二条第一項（改正前地共済法による職域加算額の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

２　第三十八条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九十二条第一項（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　第四十五条の規定による改正後の所得税法施行令第七十条第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同令第七十二条第三項第七号に掲げる一時金について適用し、施行日前に支払を受けるべき第四十五条の規定による改正前の所得税法施行令第七十二条第三項第六号に掲げる一時金については、なお従前の例による。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二十四条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、第二号」を削る。

（消費税法施行令の一部改正）

第二十五条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「第百五十六条の三第一項（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲）」を「第百五十六条の三第二項（確定給付年金積立金の範囲等）」に改め、同条第三項第十三号中「第百五十六条の三第一項」を「第百五十六条の三第二項」に改める。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣臨時代理
国務大臣　坂本　哲志
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　野上浩太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎